

食品安全委員会プリオン専門調査会

第 30 回 会 合 議 事 録

1 . 日 時 平成 17 年 9 月 12 日 (月) 9 : 30 ~ 12 : 38

2 . 場 所 食品安全委員会大会議室

3 . 議 事

(1) 米国及びカナダから輸出される牛肉及び牛の内臓について

(2) その他

4 . 出 席 者

(専門委員)

吉川座長、甲斐(論)専門委員、甲斐(知)専門委員、北本専門委員、
佐多専門委員、山内専門委員、山本専門委員、横山専門委員

(食品安全委員会委員)

寺田委員長、寺尾委員、中村委員、本間委員、見上委員

(事務局)

齊藤事務局長、一色事務局次長、國枝評価課長、福田評価調整官、梅田課長補佐

(説明者)

厚生労働省 道野輸入食品安全対策室長

農林水産省 釘田衛生管理課長

5 . 配 布 資 料

資料 1 - 1 食品健康影響評価に係る資料の提出以来について (平成 17 年
9 月 1 日 発 出)

資料 1 - 2 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について (米国及び
カナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について) (平成 17 年
9 月 9 日 提 出)

資料 2 米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉・内臓を摂取
する場合と、わが国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリス
クの同時性に係る評価(たたき台)

資料 3 米国・カナダにおける牛肉産業の最新情報

資料 4 米国産牛肉等輸入解禁後に予想される各部位別充足率(試算参考値)

- 参考資料 1 - 1 諮問書（厚生労働省発食安第 0524001 号、17 消安第 1380 号；現在の米国の国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国から輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症（BSE）に関するリスクの同等性
- 参考資料 1 - 2 参考資料 1 - 1 に関する参考資料
- 参考資料 2 - 1 諮問書（厚生労働省発食安第 0524002 号、17 消安第 1382 号；現在のカナダの国内規制及び日本向け輸出基準により管理されたカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症（BSE）に関するリスクの同等性に係る資料
- 参考資料 2 - 2 参考資料 2 - 1 に関する参考資料
- 参考資料 3 食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について（平成 17 年 6 月 10 日発出）
- 参考資料 4 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について（米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について）（平成 17 年 6 月 10 日提出）
- 参考資料 5 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について（米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について）（平成 17 年 6 月 20 日提出）
- 参考資料 6 食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について（平成 17 年 6 月 24 日発出）
- 参考資料 7 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について（米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について）（平成 17 年 7 月 8 日提出）
- 参考資料 8 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について（米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について）（平成 17 年 7 月 13 日提出）
- 参考資料 9 論点メモ（現在の米国・カナダの国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された 20 ヶ月齢以下の牛の食肉および内臓（米国、カナダ）のリスクと全年齢の食肉および内臓（日本）のリスクの比較：山本委員提出資料 第 27 回プリオン専門調査会資料）
- 参考資料 10 平成 14～16 年度科学研究費補助金研究成果報告書「畜産フードシステムの安全性確保に関する国際比較研究」、研究代表者 甲斐 諭、

第 1 章 米国における牛肉の生産流通段階の安全性確保の検証

- 参考資料 11 食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について（平成 17 年 7 月 28 日発出）
- 参考資料 12 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について（米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について）（平成 17 年 7 月 29 日提出）
- 参考資料 13 項目別関連情報（米国）
- 参考資料 14 項目別関連情報（カナダ）
- 参考資料 15 項目別関連情報（日本）
- 参考資料 16 「米国農務省 Maturity Study に関連する最終報告」に対する意見書
- 参考資料 17 米国における疑似陽性牛の判定結果
- 参考資料 18 米国における S R M 関係規則遵守状況に関する情報
- 参考資料 19 食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について（平成 17 年 8 月 9 日発出）
- 参考資料 20 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について（米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について）（平成 17 年 8 月 22 日提出）
- 参考資料 21 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について（米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について）（平成 17 年 8 月 22 日提出）
- 参考資料 22 B S E 発生前及び現在のデータ（米国）
- 参考資料 23 B S E 発生前及び現在のデータ（カナダ）
- 参考資料 24 B S E 発生前及び現在のデータ（日本）
- 参考資料 25 日本と同程度とリスクと考えられる E U 諸国のサーベイランスデータ
- 参考資料 26 日本と米国の項目別比較表
- 参考資料 27 日本とカナダの項目別比較表
- 参考資料 28 Manual of Diagnostic Tests and Vaccines for Terrestrial Animals (2004) Chapter 2.3.13. Bovine Spongiform Encephalopathy

6. 議事内容

吉川座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第 30 回「プリオン専門調査会」を開催いたします。

本日、9 名の専門委員が御出席の予定でしたが、金子座長代理、急に所用があるということで、欠席ということで 8 名の専門委員の御出席です。

「食品安全委員会」からも委員の御出席がございます。

それから、厚生労働省及び農林水産省の方にもお越しをいただいております。

事務局につきましては、お手元の座席表を御覧ください。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料「第30回食品安全委員会
プリオン専門調査会 議事次第」がございますので御覧ください。

それでは、議題の審議に入る前に事務局から資料の確認をお願いします。

福田調整官 資料の確認に入る前に、事務局に人事異動がございましたので、御紹介いたします。

評価課長、村上に代わりまして、國枝がまいっておりますので、一言ごあいさついたします。

國枝評価課長 26日付けで評価課長になりました國枝と申します、どうぞよろしく願います。

福田調整官 それでは、資料の確認をさせていただきます。

本日の配付資料は、資料が5点、参考資料が30点の合計35点と大部になっております。

参考資料は、お手元ファイルにとじてございます。

配付資料につきましては、議事次第にあるとおりでございますが、資料1-1、1-2、
資料2、資料3、資料4となっております。

参考資料1-1から28までございます。このうち27までは前回までと同じでございます
して、参考資料28が新たに本日追加されてございます。

これらの参考資料につきましては、量も多いことから、また著作権等の関係もあります
ので、傍聴の方にはお配りしておりません。事務局にて閲覧可能となっておりますので、
あらかじめ御了承ください。

資料の不足等ございましたら、お知らせください。

吉川座長 参考資料が膨大ですけれども、配付資料は4つですので、お手元にござ
いますか。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日の議事については、前回に引き続き、米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の
内臓、都合6回目になりますけれども、それについて審議を進めたいと思います。

まず、前回、追加提出のあった資料の確認、それから米国、カナダ、日本について各
項目について大分整理が付いてきたと思いますけれども、表を基に、侵入リスクから国内牛
の暴露等について審議を進めて、今回、たたき台を出すということを提案しましたので、
今回、前半部のたたき台も資料の方に入っております。

それから、後半部分、特に食肉のBSE汚染度について議論を進めていきたいと思
います。たたき台の方は、まだこれからの審議のものですから、最初に方針の方で決めた項目
だけを挙げてあります。

この部分に関しては、本日、米国、カナダの牛肉産業の最新情報ということで、前回お

休みであった甲斐論専門委員に説明をお願いしております。それを含めて審議を活発にして進めていきたいと思えます。

そういう事情で、今日は、はじめに甲斐論専門委員の方から、質疑を入れて大体1時間ぐらい時間をとって、具体的な上乘せ規制を含めて問題点あるいは疑問点等をディスカッションしていきたいと思えます。

それから、追加資料の提出について、農林水産省、厚生労働省から説明をしていただいて、前回の議論の続きを行いたいと思えます。

たたき台の方も少し案が出てきておりますので、それに関しても質疑応答して、何分たたき台をつくったのがぎりぎりだったものですから、各委員の方には配るだけで、意見を求める時間がなかったのも、まだ後半の部分のたたき台がこれから出てくる格好になると思えますが時間はありますので、今日時間切れであれば、たたき台について次回までにまた委員からいろいろな意見をもらって修正するという格好で進めたいと思えます。

それでは、甲斐専門委員、よろしくお願ひいたします。

甲斐（論）専門委員 九州大学の甲斐でございます。今日は、米国とカナダにおける牛肉産業の最新情報ということで報告させていただきます。最新と書いて申し訳ないんですけども、実は8月に行っていましたので、時間的に最新という意味です。

それでは、まず、断わっておきたいんですけども、この報告の背景としては「食品安全委員会」からも厚生労働省からも農林水産省からも資金はいただいておりますので、その点を少し断わっておきます。私の科学研究費の中から使っているということでございます。ですから、私の研究目的に従って調査したということです。

（ P P ）

調査の目的というのは、日米間、それから日加間に大きな牛肉を巡る情報の非対称性があるのではないかと、もう少し言うと、牛肉を巡る政治的な非対称性もあるのではないかと、この2つの非対称性の解消に努めることです。

日本の「食品安全委員会」が慎重に議論していることを、向こうは意図的な引き延ばしと思われているのではないかとということもありまして、向こうでは、慎重にやっているんですよということを申し上げて、できるだけ情報の非対称性が起こらないように、政治の非対称性が起こらないように努めているつもりです。

それでは、3月にカンザスとコロラドに行って、パッカー本社のカーギル社とスイフト社、それからパッキングプラントでは、カーギルの子会社のエクセル、ほかにスイフト、それからフィードロットを調査しました。

それから、8月にカナダのアルバータ州のパッキングプラントのタイソン社とカーギル社、飼料メーカー、フィードロット繁殖牛経営ということで、アメリカの最大手のタイソン、それからカーギル、エクセル、スイフトと見てきているつもりです。ここで欠けているのは、中小パッカーです。

（ P P ）

まずは、米国における情報収集なんですけれども、アメリカは世界の牛肉の生産量の4分の1を占めている最大の生産国であるし、第1位の輸入国でもある。オーストラリアからたくさん輸入しておりますが、カナダとかメキシコからも輸入している。それから、第3位の輸出国。

それから、農産物の販売額では、肉牛産業は非常に大きくて、最大の産業だということがわかります。

それから、牛は、約一億頭いたんですけれども、最近は一億頭を切っているようです。ざっと言うと、人口は日本の倍です。でも牛は20倍です。人口2倍、牛20倍ぐらいあるということでございます。

(P P)

それから、米国のと畜頭数は3,600万頭で、去勢牛が1,700万頭、未經産牛が1,100万頭、両者合わせて81%ぐらいあるのかなと思います。

それから、去勢牛と未經産牛の90%は20か月以下の若齢牛であって、大手パッカーは、これらの若齢牛をと畜解体している。

それから、大手パッカーの30か月以上の牛は工場によって幅がありますが、1%未満~10%程度である。特にエクセルの場合は1%未満ですけれども、カナダのタイソンだと10%ぐらいあるようです。工場によってかなり違うと思います。

(P P)

非常に若い牛が多いということなんですけど、では感染リスクがあるとすれば、リスクの高い経産牛は260万頭、乳用の経産牛、それから肉用の経産牛が300万頭ぐらいです。少ないと書いてあるんですけれども、少ないか多いかわかりません。このぐらいだということです。

それから、これらの経産牛のカウ・ミートは零細パッカーが取り扱っていて、主に国内の消費用に、ハンバーグ用に使用されています。

4大パッカーの工場は25工場あるそうなんですけど、それは工場数では3.5%なんですけれども、と畜頭数からすると80%ということで、非常な寡占構造になっていることがわかります。

日本の場合、例えばこれは芝浦とか、大阪とか、工場ではないんですが、これを一応と畜場とするならば、4つのと畜場シェアというのは、工場数では2.3%ぐらいなんですけれども、頭数シェアでは20%ぐらいです。

それから、アメリカの1人当たりの年間消費量は31kgありまして、日本人の5倍ぐらいです。

(P P)

それでは、米国における牛肉の流れ図を見てみましょう。繁殖牛経営から焼印をつける。それから離乳して6~7か月で出荷される。または育成にするとか、自家保留するか。それから13か月ぐらいでフィードロットに入って、そして出てくるのが20か月程度で出

てくると、こんな流れ図になっているようです。

整理しますと、生後、離乳が7か月、その後育成が6か月、それからフィードロットで5か月ぐらい、生後平均18か月、14か月～23か月ぐらいでパッカーに来る。と畜解体されて、部分肉に加工されて枝肉として販売される。部分肉あるいはハンバーグにされる。

(P P)

では、去勢牛と未経産に限定すれば、と畜の90%は20か月以下、それから繁殖牛経営は、いろんな書類を持ってあります。ちょっとこれは土地の所有の書類とか、牛とか、主に経営に関わる書類をたくさん持ってあります。

それから、特に子牛生産に関する書類は、出生記録だとか、種雄牛の記録だとか、焼印だとか、離乳記録だとか、いろんな7つぐらいの書類を持っているようです。

しかしながら、広大な自然の中で経営している部分も多いので、出生記録が不完全です。現状では、20か月以下の証明がかなり困難だと理解されます。

これも何月何日ということを個別的にやるのか、集団の最初の子どもの誕生日を利用するのかの方法があります。集団の最初の子どもの生まれた日とすれば、月齢判別した牛が増えていくということもあります。

(P P)

フィードロットでは、いろんな書類をたくさん持っておられて、こういう書類が繁殖経営からフィードロットに来て、フィードロットからパッカーに渡るなど書類がずっと流れているようです。

(P P)

最近では、米国の個体識別制度も随分進んできて、これも電波で個体識別できるようになっている。日本の場合は、読み取り式なんですけれども、現場に行ってみると、ここに糞が付いてなかなか読み取れないと言っていますけれども、これだと電波で読み取るということになっているわけです。

(P P)

これがフィードロット独自の区別した耳標なんですけど、これは生まれてからずっと付けている。カナダではRadio Frequency といって、RFIDと言っています。アメリカにおける個体識別、耳標を付けた牛がどんどん増えてくる。フィードロットでは日本への解禁を目指して、こういう牛をたくさん自分のところで抱え込んでいるようです。

アメリカもコーンベルト地帯のかなり自分の家の近くで繁殖牛を飼って、子どもがいつ生まれたかというのを管理できるような場所もあるし、広い大平原で、または山間部で飼っていてなかなか識別できないようなところもありますので、大手パッカーの方は、できるだけ個体識別ができる牛を集めている。ある意味では生年月日がわかる牛の争奪戦をやっているように思われます。

(P P)

フィードロットに行くと、1か所に3万頭ですから大変な数です。日本の場合は、九州

では台風が来ます。北海道では雪が降ります。そのために頑丈な建物をつくらなければいけないんですけども、アメリカもカナダもオーストラリアの場合もニュージーランドの場合も、フィードロットは屋根が付いていないんです。青天井ですから、畜舎の償却費が要らないとか、いろんなメリットがあります。また、乾燥していることは病気も少ないだろうし、非常にコストダウンができるところだけに立地しているということが言えます。

(P P)

これは、アメリカのコロラドなんですけど、主にトウモロコシを給与しているんですけども、これはエタノールを取って、それを自動車の燃料にして、その絞り粕なんかも使っている。アメリカは燃料を穀物からも取っている。その廃棄物といっちは何ですが、副産物を家畜のえさにしています。

(P P)

アメリカのフィードロットのトレーサビリティはどうなっているのでしょうか。もと牛を入れて、それにロット番号を付けて、繁殖牛経営から可能であれば健康記録だとか、可能であれば個体識別番号も繁殖牛経営からのものを引き継いでいく。

それから、フィードロットに持ち込んだときの個体識別番号と。ワクチンなんかも記録する。

それから、これがパッカーに行ったら枝肉番号に連結されます。個体番号と枝肉番号がセットされる仕組みです。

出荷記録を肥育もと牛記録として連結させているのです。

耳標を紛失した場合は、規格外になってしまうということになっています。

(P P)

パッカーが保持している記録というのは、誰から、いつ買ったかとか、どんな支払いをしたかとか、それから格付けはどうだったのか、こういうような記録を残しております。

米国において個体識別が普及する3つの要因としては、パッカー記録をフィードロットに還元すると、肉質はどうだったかとか、それによってフィードロットの方では繁殖牛経営に戻しながら、だれさんから買った牛はよく成長するんだとか、肉質がいいだとか、そういう情報をパッカー、フィードロットおよび繁殖牛経営が共有することによって肉質改善ができます。そのためにトレーサビリティができるようにしている。

それから、カナダとメキシコへの輸出は30か月未満だけしか輸出できませんので、30か月が非常に大きなメルクマールになっていて、記録を残すのが望ましい。

特にスイフト社の場合は、20か月以下の牛をどんどん集めている。3月では5%ぐらいだったんですけども、今後は40%ぐらいするんだと決意を述べておられたので、どんどん生年月日がわかるといいますか、対日輸出のことを念頭に置いて、そのような子牛をどんどん集めてくるというような行動を取っておられるような気がします。

(P P)

やがて、フィードロットからパッカーに来て、SRMを除くんですが、その実態を見て

みましょう。

まず、こういうふうに 80 頭ぐらいの牛を乗せてくるんです。非常に大型のトラックです。日本の牛だと 20~30 頭でしょうか、非常に小型のトラックですけども、アメリカの場合は 2 段積みになっていますので、大型トラックに一人の運転手、長距離を運んで、いわゆる高速道路はフリーバーンといいますが、日本の場合は小さな自動車が高労賃の運転手が乗って、1 キロ行ったら 31 円の高速料を払いながら運ぶ。このように輸送コストについても大きな違いが発生しております。

(P P)

到着すると、パッカーの中に入れるんですけども、この段階が非常に重要で、ヘタリ牛といいますか、足を骨折している牛だとか、カナダなんかに行くと、冬ですと寒くなって凍っていますので、よく足を折るらしいんですけども、足を骨折した牛とか、それなんかも別処理にしてしまうし、また、そこで B S E 検査をする。ここが非常に大きなポイントで、約 39 万頭、全と畜数の 1 % ぐらいを B S E チェックしていると。ここでおかしいものだけを見るところにしているのです。

(P P)

S R M の除去は 2 段階になっている。でも大手パッカーは全頭から除去していると。

まず、2 段階というのは、全頭から扁桃腺と小腸は取る。それが一応義務化されているわけですが、次は 30 か月以上の牛から頭蓋とか、脊髄だとか、脊柱だとか、背根神経節を除去するというのが義務化されているんです。

しかし、現実には、これが 30 か月以下、30 か月以上と分けてやると非常に面倒だということもありますので、全頭から大手パッカーの場合は、30 か月以下であっても、全頭から頭蓋だとか、脊髄だとか、脊柱を除くというやり方をしている。

(P P)

それから、脊髄がどうなっているかということですが、アメリカの場合は、背割り後に脊髄を除去する。この場合は手で取って、それから洗浄するという事になっているんですけども、3 人で担当していて、まず、1 人が手で剥ぐ。2 番目の人が枝肉の脊髄の部分をこの機械で吸い込むんです。カットしながら吸い込む。かなり管も大きいです。カットしながら吸引していく。1 人の人が手で取る。2 番目の人が上部の脊髄をよく取る、この人が下の方の脊髄を吸い取るというふうになって、非常にきれいに取れているんです。

この中で、どんどん流れ作業でやっていますので、この人が取らなくてずっと行くということは考えられないんです。必ず取るように、正確な流れ作業なのです。2,000 人ぐらいの従業員がいて、そこでずっと流れ作業をやっているわけで、1 頭来たときに、これを飛び抜かして行くということは考えられないです。

日本の場合は、いわゆる脊髄を 2 分割する前に、吸引するんですけども、日本のだと管が細いですね、勿論細くないと枝肉入りませんけれども、随分苦勞されているように見受けられます。ずっと入るのかどうかよくわかりませんが、随分苦勞されているような気

がしますが、その後、枝肉洗浄は2回ぐらい、アメリカの場合は5～6回洗っていると。次はBSEによって、どのぐらいの経済的費用を伴ったかということです。

(P P)

アメリカの場合は、主にBSE対策というのは、レンダリング工場から来る反すう獣由来のタンパク質を牛に与えない、いわゆるフィードバンですね、これが中心になっている。

(P P)

アメリカにおけるBSE対策の基本というのは、96年から開始されたレンダリング工場から供給される反すう獣由来のタンパク質の牛飼料への利用の禁止とかが非常に重要な対策です。

しかしながら、パッカーから出てくるSRMは、レンダリング工場に回されて肉骨粉になっているというのが非常に私にとっては驚き。

SRMを含む牛由来の肉骨粉を牛飼料として利用することは禁止するというのがBSE対策の基本なんですけれども、牛とか豚を同時飼養するような農場段階、こういうのは少ないと思うんですけれども、牛への交差汚染の危険性はないのかということが考えられます。強いて言えば、そのようなことが起こる。

でも、繁殖経営もかなり大型化していますので、牛、豚を同時に飼うということは、なかなかないんじゃないかと思います。

(P P)

日本ではSRMは、レンダリング工場とは別の施設で焼却して、飼料とか肥料にも利用されていない。

レンダリング工場で生産される牛由来の一般的肉骨粉も焼却されて、飼料にも肥料にも利用されていない。

日本では、牛由来肉骨粉は完全に焼却されている、SRMも完全に焼却されている。

(P P)

これはアメリカのレンダリング工場なんですけれども、ミート・ボーン・ミルには特定危険部位を含んでいるし、これが東アジアへ輸出されている。輸入した国がアメリカのフィードバンを充分理解し、そして農家段階で、ちゃんとそれを遵守しておればいいんですけれども、アジアの農家がそれを遵守しているのが不明です。もし、していなかったとしたら、東アジアにBSEが伝播している可能性はないんだろうかと思います。これは単なる危惧です。これは私だけの私見です。こういうことが起こっていないだろうと思っております。

(P P)

30か月以上の枝は非常に厳しく管理していることは事実です。分離して、そして30か月以上はSRMですから、脊柱も外す。

ここでの若干の疑問は、30か月以下、20か月以上の牛の機械的回収肉についてです。20か月以下は日本でも検査しないんですから問題はない。しかし、20か月から30か月の牛

の脊柱の機械的回収肉はどうしているのかということです。脊柱は、30 か月以上のものは S R M、30 か月以下の部分は S R Mではない。その機械的回収肉の場合に、神経は含まないだろうか。これは、特にハンバーグの材料になるのでしょうか、どうなるのかなという気がします。

ハンバーグの肉に、神経が入っているかどうかをチェックする機械があって、それもやっているみたいですが、その点はどうなっているのか。これは日本とはあまり関係ない話なんですけれども、現地ではどうなっているんだろうと思います。

レンダリング工場では、先ほど言った可食の部分と非可食部分とが分離されていないというような、提供資料には分離と書いていますけれども、実は分離していない、将来分離するらしいんですけれども。

米国では、月齢不明牛が大半ですが、日本への輸出再開を目指し、急速に改善している。牛の歯によって、月齢を判定しているわけですが、一人で判定している。100 %確実なんだろうかという気がします。30 か月以下と以上だけです。

30 か月以上の牛は非常に少ないんですけれども、これは工場によって違いますが、その肉は米国産牛肉の輸入を再開したカナダとかアメリカにさえ輸出できない。30 か月以上の枝肉は非常に厳密に管理されている。

(P P)

この工場の場合は、彼女一人でばっと見て 30 か月以下と決めているんですが、一人でやっておられる。1日2交代で4,000 頭ぐらiyorんですが、大変なスピードで、これを見分けていると思います。

(P P)

30 か月以上のものは、ここに鍵がかかっている。これは 30 か月以上なんですけれども、モモと肩のところにブルーの札が付いている。これは 30 か月以上だと区別しやすくなっている。それからまた脊柱にはペンキが塗ってありまして、30 か月以上というのは非常に明瞭にすぐわかる。また、3 という大きな焼印も押しあてられて、またレーンにロックがかかっている、U S D A の人しかロックを外せないようになっていますので、30 か月以上のものがこっちに紛れ込んでくるようなことはないようにしているんです。

(P P)

それから、少し話が飛びますけれども、A の 40 の話ですけれども、A の 40 は非常に若い牛ということがわかりますが、A の 40 の牛はおいしんだろうかという疑問があります。

(P P)

次は、カーギルの子会社のエクセルのフォートモーガン工場を見てみましょう。

2 交代制で1日4,500 頭、1 か所で日本全体の牛をと畜している、芝浦でも 360 頭、福岡だと 100 頭以下ぐらいですかね、それが 4,500 頭やっているわけで、5時から2時半まで、2時半から11時までと。夜中に工場を清掃する。従業員は 2,000 人いる。

(P P)

次は、スイフト社のグレリー工場ですが、1,400 人いて、1 日に 3,000 頭と畜して、と畜部門は 1 シフトですけれども、加工部門は 2 シフトになっています。

コンシューマー・パックなど非常に頭数が少ないので、できるだけ高付加価値の製品をつくることに集中していると。

日本が輸入を中断するまでは量販店がすぐにスライスできるような形態で輸出していたと。

(P P)

ちょっと総括してみますと、アメリカの場合は繁殖で放牧が多い。それからフィードロットも非常に大規模です。日本では 97 頭が 1 牧場の平均ですが、5,000 頭以上飼っている牧場は非常に少ないような気がします。

と畜場では、日本ではピッシングをやっていますけれども、アメリカはピッシングをしていない。

日本の場合は、20 か月以下が 12 ~ 13 % です。でもカウ・ミートも同時に取り扱っているけれども、アメリカの場合はカウ・ミートは別施設でやっている。アメリカは 30 か月で区別するけれども、日本ではその区別がない。日本は B S E 検査は全頭やっているけれども、アメリカは 1 % ぐらいしかやっていない。

(P P)

それから、牛が非常に安いんです。牛 1 頭飼育牛が 12 ~ 15 万円ぐらいしかしない。日本の場合はものによって違いますけれども、100 万円ぐらいします。B S E を検査していますが、経費が同じだと仮定するとですが、100 万円の 3,000 円、12 ~ 15 万円の 3,000 円ですから、B S E の全頭検査をアメリカが嫌がるのも無理もないかなと思います。こういうことも少し影響しているのかなという気がしています。

アメリカは 4,500 頭、日本は最大で 360 頭ぐらいで、S R M については、先ほど言いましたけれども、S R M は一般廃棄物と一緒にになっている、日本では特別焼却をしていますけれども、牛由来の肉骨粉がアジアに輸出されている可能性がある。日本は全然輸出していない。

これは、私見なんですけれども、フィードバンはどうなっているのか。それから 20 か月以下の証明はどうだろうかとか、20 か月以上牛との交差汚染、コンタミネーションはどうやって確認するのか、これが重要です。

それから大手パッカーから買うけれども、大手パッカーだけからで間に合うのか。では、中小から買わざるを得なくなってくるんですけれども、そのときに零細パッカーは、カウ・ミートも取り扱っていますので、これが混入する可能性はないのか、混入防止をどうやって確保していくのか。S R M の完全除去の確認ということが重要なかなと思います。

(P P)

時間がなくなりましたので、ちょっと急ぎます。これはカナダの繁殖経営です。2 人で 600 頭の繁殖牛を飼って、子牛を 300 頭ぐらい持っていて、雄牛を 27 頭ぐらい持ってお

ります。(P P)

3,000 ヘクタールの自然草地で、これを8牧区に分けて、1牧区を1か月ぐらいでローテーションしている。

古い雌牛には、雄牛を50日ぐらい一緒に置いていくと、90日後に出産する。母牛が600頭いるんですけども、子牛が540頭ぐらい生産されるので、90%ぐらいの生産率になっていると。

(P P)

カナダの場合ですが、寒いということもあって、秋に生ませるとすぐ冬が来るということなんでしょうか。春にだけ子牛を生ませている。6か月で離乳して、成長スピードによって出荷月齢が異なってくる。

出産期は、観察しやすいような全体は3,000ヘクタールあるんですけども、観察しやすい牧区の方に移して、1頭ごとに、いつ生まれたかがわかるというようにしているみたいです。

(P P)

子牛にもちゃんと耳標を付けている。価格は去勢の場合1,225ドル/408kgは、未経産でも1,103ドルぐらいというような価格になっております。ドルはカナダドルです。

(P P)

肥育もと牛は、非常に幅があるんですけども、200kgのものから400kgぐらいのものまでであるということです。

(P P)

どんどん耳標システムがよくなってきまして、C C I A、カナダ牛個体識別管理局が89年にできまして、I Dが法制化されて、そして最近ではRadio Frequency I Dとありますが、これになっているんです。無線読取り方式に本格的に移行しております。

(P P)

6社のRFIDを使っている。

(P P)

フィードロットですけども、ウエスタン・フィードロットという会社に行ったんですけども、これは10万頭の牛を肥育して、2回転させましたので、20万頭出荷している。

たまたま訪れたところは、3万2,000頭肥育しておりました。風が強いんでしょうか、風よけのフェンスを張っております。勿論屋根はありません。冬でもこういうような状況です。非常に寒いんじゃないかと思いますが、フィードロットの耳標と個体識別の2つになっています。

(P P)

50%が自社の肥育、それから委託されたカスタムフィーディングが50%ぐらいで、300kgのものを600kgにして、100日~200日肥育して、1日当たり増体量は1.5~2.0kg、日本に比べて増体量は非常に高いと思います。600kgにして売る。

カスタムフィーディング以外のものはカーギルに出している。肉質によって価格は決まってくる。

(P P)

最近ちょっと経営が苦しいらしくて、もと牛が 900 ドル。それから肥育費が 1 kg 増やすのに 1.32 ドルかかって 1,300 ドルぐらいかかっている。でも、今は 1,100 ドルぐらいしか売れない。今、1 頭あたり 174 ドルぐらい赤字だと言っていますが、その理由は、もと牛が非常に高くなっている、1 k g あたり 3 ドルは高いとのことでした。その原因はアメリカが輸入を再開しましたので、アメリカへもと牛がどんどん流れるようになって、もと牛価格が上がっている。

カナダでも自分のところでも肥育しようとしている。アメリカは一回ストップしましたので、アメリカに大きく依存すると不安定性が強いので、カナダで肥育し、カナダで最終的に処理しようとするので、カナダのフィードロットがもと牛をたくさん増やそうとしていますので、それでもと牛価格が上昇している。そのためフィードロットの経営が苦しいということになっているようです。

(P P)

えさは T M R を食べさせている。給餌車の中で記録を取って、事務所の大型パソコンの中に入れて、どのペンには何を食べさせたかというのが全部わかるシステムです。

(P P)

病畜は、ここで管理しております。

(P P)

えさは大麦主体のものをやっている。

(P P)

若干サプリメントもビタミンなんかもやっていますので、サプリメントはちゃんと記録しております。

(P P)

アルバータ州の場合は、大麦の産地なので、大麦を主体に肥育しております。ここでは大麦のホールクロップサイレージを使っている。

(P P)

次は、えさ会社なんですけれども、えさ会社では、勿論牛のミート・ボーン・ミルは全然使っていない。ただ、豚のミート・ボーン・ミルを使っている。原料もいろいろコーンだとか、菜種の産地なものですから、これは G M O の菜種の絞りかすなんか使っています。大豆かすだとか、それから製品を非常によく管理しています。

(P P)

パッキングプラントに行くと、タイソン社は最大のパッキングプラント工場なんですけれども、アンダー・サーティー・マンズ、U T M は 1 日に 2 交代で 3,700 頭、それからオーバー・サーティー・マンズ (O T M) が 1 シフトで 1 日 400 頭になっています。

7ラインありまして、1ラインはオーバー・サーティー・マンズ用です。2,300人が従業員で、SRMは完全に除去している。

現状では、オーバー・サーティー・マンズのSRMもミート・ボーン・ミルに混入しているんですけれども、近い将来、オーバー・サーティー・マンズのSRMは土に埋めると言っておりました。土に埋めたらどうなるんだろうかと思っているんですが、地下水汚染なんかを起こさないだろうかと思いました。

(P P)

それから、エクセルのパッキングプラントなんですけど、アメリカでは撮影を許してくれましたけれども、カナダでは撮影禁止、でも血のしたたるところをずっと1時間ぐらいタイソンとエクセルの両方回っているんですが、撮影はできませんでした。1日4,600頭で、特にミンチ肉をつくっておりました。2,000人いて、50人のCFIAの職員がいて、うち7人の獣医がいました。

SRMは、確かに完全に真っ白くなるぐらい、背骨が見えるぐらいずっと脊髄は除いております。

ちょっと、私、聞き忘れたんですけれども、30か月以下の牛、すなわちSRMではない牛の脊柱の機械的回収肉がミンチの中に入っている可能性はないのかというのが聞き忘れました。日本とは関係ないのですが。

それから温水だとか、冷水だとか、乳酸だとか、計6回枝肉洗浄しております。これはO157とか、ミンチ肉ですからBSEよりも細菌性の汚染といいますか、これを非常に気にされていて、非常によく洗っていると思います。

(P P)

ステーキハウスも行ったんですけれども、ステーキをたくさん食べていまして、300gとか、たくさん食べているという状況です。

以上なんですけど、何せ両国とも広い国なので、九牛の一毛という言葉があるらしいんですけれども、まさに私のレポートは九牛の一毛にすぎません。以上のとおりです。吉川座長 甲斐先生、どうもありがとうございました。やはり映像で見ると、かなり現実的なイメージがわいてくるというか、はっきりしてきたと思いますけれども、後半の議論のところ、また質問が出るかと思っておりますけれども、とりあえず、ただいまの甲斐先生の説明に関して、ここだけ聞いておきたい、あるいはここがわからないというところがあれば、質問を受けたいと思うんですけれども、どなたかございますか。

どうぞ。

横山専門委員 先生、おわかりになったら結構なんですけれども、繁殖牛の離乳までの時期であるとか、離乳直後ぐらいで、子牛のえさに関して何かおわかりでしたら教えていただきたいんですけれども、アメリカもカナダについても。

甲斐(諭)専門委員 今回は、1か所しか行ってないんですけれども、それ以前にアメリカは何回か行ったことがあるんですが、やはり全然やってないんです。日本みたい

に別飼育施設でやるということはやらなくて、母乳だけでといたしますか、特別にえさをやっていないような気がします。今回の場合は、非常に3,000ヘクタールという大きなところで母牛の乳だけで育てている。あとは、えさをどんどん食べると。また、別飼育施設もないんですね。水を飲むところだけはあったので、日本の場合は、小さいところから少し別飼育していますけれども。

吉川座長 それは、肉牛に関してであって、乳牛はまた違うわけですから、それともどっちもそんな育て方なんですか。

甲斐(諭)専門委員 酪農の方は調査していないんです。プラントの方も乳用牛は調査していません。調査したプラントでは日本みたいに、いわゆる日本の乳牛みたいのはやっていないんです。乳牛のプラントは、また別なんじゃないでしょうか。どこへ行っても、いわゆる肉牛だけ、白黒の牛はいないんです。当然、酪農部門で雄が生まれるので、乳牛飼育もやっていますね。それは別のところでやっているみたいですよ。

吉川座長 どうぞ。

山内専門委員 先生、よくカウ・ミートと言われるんですが、定義はあるんですか。一般にビーフというのは。

甲斐(諭)専門委員 いや、私が言っているんですけれども、いわゆる日本的に言えば、老廃牛の牛肉ですね。

山内専門委員 ここでは乳用経産牛と肉用経産牛というのが書いてありますが、こういったものをということで。

甲斐(諭)専門委員 そうですね。ですから、かなりリスクがあるとすればという意味です。それは小さなところでやっているみたいですよ。

カナダみたいに輸出するところは、国が指定した工場、それから州が指定した工場、それからカウンティで指定する工場とか、いろいろランキングはあるみたいなんです。非常に小さな群単位で指定したところで、カウ・ミートを処理する。

日本の場合は、みんな1か所でやっています。

吉川座長 どうぞ。

甲斐(知)専門委員 カナダの方のMBMは、今のになかったようなんですけれども、どこでつくって、どういうふうにして、どこへ流通しているんですか、やはり輸出しているんですか。豚用に回しているんですか。カナダの肉骨粉、スライドの最後の方にパッキングプラントで、現状では、30か月以上の牛がSRM、MBMに混入しているとありますね。そのMBMは、やはり輸出をしたんですか、あと豚用に回しているんですか。

甲斐(諭)専門委員 国内では豚・鶏用に利用され、また輸出されていると思います。

甲斐(知)専門委員 それは見られていない。

甲斐(諭)専門委員 ええ、工場は当然併設しているから工場は見るんですけれども、それは牛には食べさせていないだけで、豚だとか、それから随分昔に私が行ったときに、カリフォルニアに用があって行ったら、わざわざカナダから飛んで来て、日本でMBMを

買ってくれ買ってくれと一生懸命言っていましたので、随分アジアに流れているんじゃないでしょうか。 吉川座長 どうぞ。

山内専門委員 9ページの写真ですが「ヘタリ牛の発見」というのがありますが、これは立っている人が見ているわけですね。この人は従業員ですか。

甲斐(諭)専門委員 U S D Aの方が検査しています。写真は普通の人ですけども、検査官はちゃんと白い服を着た、いわゆるU S D Aの獣医官が見ている。

山内専門委員 一人で3,000頭ぐらいは見ているわけですか。

甲斐(諭)専門委員 一人か二人か、ちょっと不明ですけども、とにかく私は一人は見ました。彼がずっとチェックしていました。

山内専門委員 これがと畜前検査になるわけですか。

甲斐(諭)専門委員 そうです。ずっと出てきませんので、追い込む人がいたり、トラックの中から出てきませんので、この人はきっと運転手とか、何かですけども、ちゃんと係官がいます。

山内専門委員 私がコロラドに行ったときには、こういったところを見る機会がなかったものですから、と畜前検査をどういうふうに行っているのかというのは興味があったんです。

甲斐(諭)専門委員 特にカナダの場合は、すぐと畜して、と畜した後、皮が付いたまま洗ってしまうんです。これは初めてだったんですけども、それでまた皮をはいだ後に枝肉を洗っていく。

吉川座長 1つと聞きたいんですけども、最初に生体のと畜前検査をやって排除して、その後、歯のところで見て30か月以上と以下と分かれる。それで頭部を取って、その後、内臓を取る格好になるんですけども、実際にA40を含めて20か月と、取った内臓との調合というか、そういうのはやられているんですか。

甲斐(諭)専門委員 枝肉の、A40というのは、冷した後に事後的に見るんですね。ですから、既に内臓や、タンだとかは、流れてしまっていますので、翌日になってこの枝肉はA40だと言っても、もうその内臓は区別できないから、A40で輸入すると内臓、特にタンなんかは持ってこれないんじゃないでしょうか。翌日にはばらばらになってしまっている。枝肉段階では一緒に流れてくるんでしょうけれども、冷蔵庫に入った瞬間から別々になってしまおうと思います。

吉川座長 ほかに御質問はありますか。もし、また食肉の方あるいは内臓の方の評価の方で、また甲斐先生に聞かなければならないことも多々あると思いますけれども、とりあえず質問がなければ、次に進みたいと思います。

それでは、前回の続きですけども、最初に追加資料の提出の確認を行いたいと思います。

事務局から資料の紹介をお願いします。

梅田課長補佐 資料の1-1を御覧ください。

これは前回の議論を踏まえまして、資料の追加を依頼した文章であります。1枚めくっていただきますと、別添というところで、厚生労働省及び農林水産省に対して、要請する資料ということで、各委員からいただきました資料の項目を両省に依頼しております。

それを受けまして、資料の1 - 2でございますけれども、9月9日付けで両省から資料の提出がございました。

先生方には、事前に十分な時間をもってお渡しすることができなかつたんですけれども、来た時点で、メールでもって送付させていただいております。

後ほど内容につきましては、両省から御説明いただくとして、1 ~ 8の項目がございます。順番に見ていただければよろしいかと思うんですけれども、目次だけ先に申し上げたいと思います。

1番のBSE検査等に関する資料ですけれども、1枚めくっていただきますと、2ページ、3ページにございます。

2番目の「と畜場における検査体制の日米比較」ということでございまして、これは4ページから18ページにかけて資料を提出いただいております。

3番目の2004年1月12日付けのF S I Sの規則等につきましてでございますけれども、前回これは議論になって、その確認を行うということでございまして、19ページから23ページになっています。

4番目の米国のラボで使用している検査の Protokol または検査マニュアルでありますけれども、24ページから33ページになっております。

5番目に、今年の7月12日付けのF S I Sの通達でございますけれども、これも前回に議論になったことであります。その背景、理由等についてであります。34ページから38ページになっています。

6番番目に、米国、カナダからの牛肉、内臓等の輸入実績でありますけれども、39ページから44ページです。

7番目に、カナダから米国へ31か月齢の生体牛が輸出されたという事実に関する情報として、45ページから58ページ。

8番目に、と畜場の衛生管理、これは米国でございますけれども、その遵守状況に関する情報として、59ページから65ページにわたって資料をいただいております。

それから、参考資料として、66ページから最後の86ページまで、米国の2頭目のBSE感染牛の疫学調査のレポートがございまして、それを参考に付けていただいております。それから、資料の4を御覧いただければと思います。

これは、前回、比較表がございましたけれども、その中でタンあるいはバラ肉を代表例として、大体どれぐらいの需要があって、それを賄うのにどれぐらいの牛が必要なのかということを示したわけでありまして、前回の議論におきまして、ほかの部位も含めて全体像がわかるような形で部位によって需要が違っているということもございまして、各部位の需要がどうであって、それを賄うには、アメリカのと畜頭数のどれだけを輸入す

ることになるのか。そのためには、パッカーの大、中、小ございますけれども、どれぐらいの規模のパッカーが対応すれば済むのかということ把握するために、全体像をつかみたいということもございましたので用意させていただきました。

簡単に説明させていただきますと、タイトルにございますように、各部位、米国産牛肉輸入解禁後と、あくまで解禁した後に予想されるということでありまして、充足率と書いてございますけれども、先ほど申し上げたように、どれだけ需要があって、それを賄うためには、どれぐらいのと畜頭数のものを用意しなければいけないのかということを見ていただければいいと思うんですけれども、あくまでもこの数字は、試算参考値ということで書いてございますように、おおよその数を使っておりますので、その旨、御理解いただければと思います。あくまで参考ということで御理解いただければと思います。

勿論、この中の算出の仕方にも仮定がございます。1つは、輸入量については、輸入禁止前の2003年の実績を基にしております。

また、各部位、これは細かく書いてございますけれども、その部位ごとに、統計で出ていないというものもございまして、その辺りはあくまで仮定で置いたものもございまして、そういう数字であるということをお了解いただければと思います。

また、ID、月齢の判別の話、先ほど甲斐先生からのお話にもございましたけれども、月齢判別では、個体識別ができるもの、あるいはA40でもって月齢は判別できるもの、それを基に対応できる、需要を賄える牛がどれぐらいいるかということを出しているわけですが、それらの月齢判別可能な牛というのは、それぞれ10%と仮定として置いてございます。

当然、この仮定は輸入再開後、先ほどの先生のお話にありましたように、輸出が再開されれば、またIDによって識別できる牛がどんどん増えていくという状況もあるかと思っておりますので、その辺りはあくまで仮定ということで置いてあります。それぞれ10%ということで置いてあります。

簡単に中を見ていきますと、一番上の部位がヒレでありますけれども、これは用途としてステーキ用なんかになるわけですが、2003年の輸入実績で、6,300トン輸入されていたということでもあります。

それを輸入頭数で1頭辺りのkg数がありますので、それをもって頭数に換算したということでもあります。

110万頭、6,300トンの輸入の基になっている牛というのが大体110万頭だろうということでありまして、次の右のカラムBと書いてありますけれども、右から2つ目のカラムですけれども「部分解禁での輸入可能頭数(予想)」ということで、270万頭ということになっています。

これは、下の方を見ていただきますと「部分解禁による部位別の充足率算出根拠」となっておりますけれども、①で米国の肉用牛の年間のと畜頭数が2,700万頭あるということでありまして、恐らく日本に来るのは、乳用種については、先ほどの話にもございましたけ

れども、輸出はされてこないだろうということで、肉用種の年間と畜頭数を考えたということでありまして、年間全体で2,700万頭。

②にありますように、日本が要求している、先ほどの話にございましたけれども、生産履歴により月齢判別できる牛は10%として270万頭。次も仮定なんですけれども、そのうち日本に輸入可能となる牛、これは全部が来れば270万頭なんですけれども、全部が買い付け等できるのかどうか分かりませんので、一応半分ということで置いたものです。そういう仮定があるということなんですけれども、そうしますと、270万頭の半分、135万頭が生産履歴によって月齢が判別する牛で日本に輸入がされると見積れる数ということになります。

同じように、A40については、やはり10%としておいて270万頭。また、日本に来るのが半分と見積りまして135万頭と。②と③を足しまして、輸入可能な頭数は270万頭という算出の考え方で出してということになります。

270万頭を先ほどの表の左側のコラムに戻っていただきますと、270万頭から出てくるヒレ肉というのが1万6,200トンということになるかと思えます。

それで、充足率は一番右側でありますけれども、頭数同士の割合を見ております。左から2番目のコラムの110万頭が日本としては輸入していたと。それを賄うのがアメリカの状況として、270万頭ぐらい用意ができると見ていただけますと、それを割算しますと、100%以上になりますので、充足と書いていると見ていただければと思います。

そうして見ますと、肩ロースになりますと66%、それからタンになりますと6%ということで、その下、テンドーとか、スカートについては、いわゆるオーファルと言われるものであろうかと思えますけれども、こういった%ということです。

そうしますと、先ほどの話もございましたように、参考の表の下に参考で書いておりますけれども、大手パッカー6社(33工場)、これまでの提出資料からございましたけれども、約82%を占めると、と畜処理しているということから考えますと、ヒレとかサーロイン、そういった充足と書いているところについては、大手パッカーのみだけで対応できるのではないかと読み取れるわけです。

肩ロース66%、それからショートリブ77%となっていますけれども、これは前提として輸出可能なうちの50%を日本が買い付けるという仮定に立っていますから、それを100%買い付ければ賄えるんだろうということも言えようかと思えます。

それ以下の50%以下になっていますバラ肉、タンといったものについては、大手パッカーのみならず、中小集めたとしても、なかなか輸入禁止前の状況には対応し切れない状況があるのではないかとということになるかと思えます。そういうふうに見ていただければよろしいかと思えます。この資料に関しては、後ほど両省から提出されている資料の中でも関連する資料がございますので、それと併せて見ていただければと思います。

本日は両省の方から中身について御説明いただくということでございまして、農林水産省から消費安全局衛生管理課の釘田衛生管理課長、厚生労働省からは、食品安全部監視安

全課の道野輸入食品安全対策室長においでいただいておりますので、資料の中身については両省から御説明いただきたいと思っております。

以上です。

吉川座長 どうもありがとうございました。大分わかりやすくなってきたと思っておりますけれども、議論しなければならない部分も結構多いのかもしれない。両省の諮問の中にある内臓、肉と表示されたもの自身がどんなものかということも、やはり質問があれば、また両省の意見を聞きたいとは思いますが、とりあえず前回資料の1 - 2にまとめていただいた追加資料について、先に説明をお願いしたいと思います。できれば簡潔に、併せて20~30分以内で説明してください。

道野輸入食品安全対策室長 それでは、資料1 - 2に基づいて順次説明させていただきます。

資料の2ページですけれども「1 BSE確認検査(WB、IHC)結果の判定体制。検査担当者が単独で判定をするのか、または、専門家会議のような複数の専門家で判定するのか」と照会したところ、病理学者のチームが協議して、全員一致の診断に達して発表すると、3ページに提出させていただいたような内容で回答が来ております。

更に、どんな方が、どんな専門分野というか、御専門の方がということについて、更に一応照会をしています。

4ページでございますけれども「2 と畜場における検査体制の日米比較」ということで、なるべく具体的にということ御要請があったところでございます。

5ページの内容のとおりでございますけれども、それぞれ日本の大規模、中規模、小規模と、アメリカの大規模、中規模、小規模というのは、先ほど甲斐専門委員から御紹介のあったとおり全然違いまして、アメリカの小規模よりも小さいのが日本の大規模ということですので、大分事情が違うということ、まず1頭当たりの処理頭数の方から御確認いただければと思っております。

生体検査を行う検査員数ですが、これは実は日本の場合もさまざまありまして、数字を入れてありますけれども、これはミニマムの数字というふうにアメリカも含めて御理解いただければと思っております。

まず、日本の方について申せば、やはりと畜処理開始前に、いわゆる係留所、アメリカで言うとペンというところ、日本では係留所と言っていますけれども、そこで見て回って前後、それから拳動だとか、起立不能がないかとか、そういうことを見て確認をするというのが通常でございます。

大規模というのは、実は芝浦のケースですけれども、これは3ラインありますので、1ライン1人というのが目安であります。

中規模の100頭程度ありますと、と畜開始前に見て回るケースがほとんどということで、一応そういうふうに現場から聴取しております。

アメリカなんですけれども、一応ミニマムでそれぞれ1人となっているんですが、追加

の F S I S からの回答が来ていまして、結局、個体というか、牛の数をどのようにして検査員の前に並べられるかというか、プレゼンテーションの状態に依存していますということです。

アメリカの場合も、先ほど搬入の写真がありましたけれども、あの搬入を広い係留所に牛が入れられます。

その際に、例えば少しずつ搬入はされているというような場合であれば、1人で間に合うわけですし、そうではない場合、一遍にたくさんの牛が搬入されてくると、要するに F S I S の検査官が1人、1人は必ず獣医師であるということですが、もう一人のインスペクターも加わって検査を行うということで、ここはかなり場合によって、1人であったり2人であったりということがあられるようです。

あとは、1頭当たりの生体検査に要するに時間ということになりますと、日米とも、おおむね全体の様子と左右から見てということですので、せいぜい数十秒という状況でございます。

生体検査の内容についても、基本的には同じです。要するに行動異常だとか、運動障害だとか、勿論ほかの疾病の問題もありますけれども、B S E に関して言えば、そういったものを見ているということです。

実際に問題のあるようなものについては、B S E に係る生体検査の手順でということ、これも一つの例示でございますけれども、いろいろな反射であるとか、刺激に対する反応であるとか、そういったことも確認をするという内容になってございます。

こういったことで、特に日米ともに生体検査に関して、配置基準というものはないわけでございますけれども、考え方としては、こういった対応を現実にはしているということです。

6 ページ目以降が、これはあくまで参考ですけれども、と殺後の検査に関しては、アメリカの場合は非常にラインのスピードが早くて処理頭数が多いということが想定されていますので、例えば、処理頭数であるとか、それから処理の形式、それから未經産牛とそうではないもの、要するに疾病が多い経産牛の場合と、そうではないケースというのは、かなり細かく配置基準というのが決められております。

例えば、11 ページを開けていただきますと、この場合は、テーブルの上に内臓が置かれて流れていくところで検査が、内臓の検査台があるケースでございますけれども、例えば未經産牛と去勢牛の場合であれば、1頭から333頭までそれぞれの段階ごとに、頭部の検査、内臓の検査、それから枝肉の検査、それぞれに必要な検査員の数が全部決められております。これはあくまで、と殺後の検査の話ですので、御参考ということでございます。

あと、19 ページに移らせていただきます。

前回提出させていただいた資料の中に、F S I S が B S E 検査のためのサンプリングにおいて、20 か月齢以上の牛に関心を示しているとしているが、その理由はどうかというお尋ねでございました。

20 ページ以降に回答文がまいっております。

ここで言っていますのは、基本的に日本で 23 か月齢、それから 21 か月齢の事例があること。それから U K で 1992 年に 20 か月齢の陽性例があるということ。それから 30 か月齢以下の事例というのは、ヨーロッパでも 3 ケースということが報告されているので、21 ページの真ん中辺に結論が出ておりますけれども、要は O I E のガイドラインとは一致はしないけれども、過去の実例からかんがみて 20 か月齢以上、以下というのを確認するというのは、要するに「not be out of line」と言っていますけれども、要は過去の事例を考慮して、20 か月齢以上としているということだと思います。

ただ、あくまで F S I S の方は、食肉の検査というか、そっちを担当しているところでございますので、まだちょっと A P H I S からの動植物検疫の方を担当しているところからは、まだ答えが帰ってきていません。一応、これは F S I S サイドからの回答ということで御理解いただければと思います。

24 ページでございますけれども「4 米国のラボで使用している E L I S A、W B 及び I H C の詳細な検査プロトコール又は検査マニュアル」ということでございます。

25 ページからがアメリカの回答になりますけれども、I H C に関しては、F97/99 という抗体を使っているという回答であります。これは、抗体に関しての一応スペシフィックな回答ということになっておりますけれども、その後ろの 26 ページ以降が E L I S A の S O P になっています。

27 ページは、カットの方法というよりは、検体の保存の方法が多少違うけれども、基本的には Bio-Rad TeSeE キットの方法に従ってやっているという回答です。

29 ページ以降が、I H C のマニュアルで、A m e s でやっているマニュアルが提出されております。

これに使っている抗体の資料が先ほど申し上げた F97/99 というものだということです。ウエスタンブロットに関しては、まだ提出はされていません。

34 ページでございますけれども、2005 年 7 月 12 日付けの前回提出させていただいた F S I S のノートイスに関して、F S I S の生前検査の前に施設側が家畜を区分けすることについて提唱したということでもありますけれども、その背景理由、施行前後の牛の生体検査の具体的な方法とその違いということで、御質問をいただきました。

回答が 35 ページ、36 ページでございます。

「FSIS Notice 46 - 05, effective July 12, 2005」というのは、要するに B S E に関連して改正したものだという回答でございます。

繰り返しになりますけれども、要するにペンといいますが、生体置き場で左右から動物の動作を確認するということでございます。

公約については、37 ページでございます。

38 ページの一番最後に一応結論がありますけれども、現在では検査プログラム担当官が残りのすべての動物の検査を休息時と動作中の観察によって行うことになったと、この点

が異なるということでございます。

それから、厚生労働省サイドから説明させていただく資料として、59 ページまで飛んでいただけますでしょうか。

「8 米国における、と畜場等の衛生管理に関する規則の遵守状況に関する情報」というところでございます。

これは、前回口頭で若干説明させていただいたんですけれども、1,039 件について、昨年の1月から今年の5月までに F S I S が規則に対して不適合ですということを指摘した文章が 1,036 件あったという件でございます。

先日、私の方から口頭で御説明した内容について文章にしたものでございまして、ポイントとしては、米国においては、と畜場に常駐する農務省の検査員が S R M 等の管理等のと畜場側の衛生管理について検証を行うという立場でチェックをしているわけですが、検査員は連邦規則に適合していない事例を発見した場合には「Noncompliance Record」という名称の文書を発行すると。

要するに、これが 1,036 件あったということですが、その際に、問題となった関係製品の安全性を評価して必要に応じて廃棄を行う、要するに販売できないものだということであれば、それは廃棄をします。

それから、違反内容について、再発防止という観点で改善措置をと畜場サイドに講じさせて、その検証を行うということをやっております。

先ほど御紹介したとおりでありますけれども、1,036 件の内訳は 4 のところにありますけれども、H A C C P プランに関する事例が 405 件、S R M の取扱いに関する事例は 467 件、記録の保存に関する事例が 164 という内訳になっております。

更に、ブレイクダウンしたものについては、61 ページに細かな内容は日本語で説明したものを付けてございます。

その次のページが、アメリカ側から提供された本件に関する資料、英文の資料でございますけれども、内容はほぼ、今、御説明申し上げたような内容と同様と御理解いただきたいと思っております。

厚生労働省からは以上です。

釘田衛生管理課長 続きまして、農林水産省の方からは、今の資料の 6 番目、7 番目、それから参考資料として付いています疫学調査を御説明いたします。39 ページをお開きください。

「6 輸入停止前の米国及びカナダからの牛肉、内臓、舌等の部位別輸入実績」。40 ページに「米国からの牛肉等の輸入量(平成 14 年度)」がございまして、これは財務省の貿易統計から拾ったものでございまして、部位ごとの公式な輸入数量としては、この貿易統計しかございません。

なおかつ、これは関税分類という 1 つのルールにのっとって数字がつくられてございしますので、すべての細かな部位が特定できるわけではございません。

次の 41 ページに、ロイン、バラ、タン、肝臓について計算しているんですけども、40 ページで見ていただきますと、ロインについては、上の方の 0201,30-010 というところと、その少し下の方に 0202,30-010 という 2 か所に出てまいります。

これは生鮮及び冷蔵のものと冷凍のものが別の関税分類になっているということでございます。これを足し合わせたものがロインの数字になっていると。

それから、バラも同様でございます。生鮮、冷蔵のものと、下の冷凍のものがございます。これを加えております。

それから、下の方へ行きますと、クズ肉等の中に舌、舌は 2 か所出てまいります。0206,10-010 というのが、臓器及び舌になっておりますので、ここでは便宜的に、この数字の 2 分の 1 をしたとみなして計算しております。

更に下に、0206,21-000、これは舌の冷凍されたものでございますので、これは舌として特定されておりますので、そのまま足しております。あと、肝臓がございまして、それらの数字を拾って、41 ページの数字をつくっております。

先ほどの数字を足し上げたものが一番左の①の欄でございまして、米国からの輸入量、それから 1 頭当たりの重量で割戻して、一番右の欄の頭数換算になっております。

ここで御注意いただきたいのは、バラが 2 段に分かれて計算されていまして、バラといえますのは、44 ページに「北米の牛枝肉（カットチャート）」というのがございまして、この図でバラの部分を見ていただきますと、チャックリブ、プリスケット、ショートプレート、ショートリブ、フランク、そういったようにいろんな部位がございまして、実際にはいろいろカットした形で輸入されているわけございまして、特にショートプレートというのがよく日本では使われているということで、これがかなりの部分を占めるのではないかと考えておりますが、そこについては正式な統計はございません。

したがって、このバラの欄は、すべてがバラのセットとして輸入された場合、これは 1 頭当たり 31.5kg 取れるということで、それで計算した場合と、逆にすべてが牛井としてよく使われると言われますショートプレートとして輸入された場合は、その部位が 10kg ほどだということで、それで計算した場合、2 種類計算してございます。

恐らくは、実際に輸入されている部位は、両者のどこか中間辺りにあるんだろうと思っておりますけれども、計算上は両極端で計算をしてみたということでございます。

以上でございます。この頭数換算の頭数といえますのは、と畜頭数に比べた場合に、ロインは 2 %、バラは上段ですと 16 % ぐらい、下段ですと 5 割、タンは 7 割ぐらい、肝臓は一コマ数 % 弱という数字になろうかと思っております。

以上がアメリカでございまして、カナダについても同様に計算をしておりますので、説明は省略いたします。

なお、これは先ほど事務局で計算されていた数字とは、年度の拾い方が 14 年度でやっておりますので、14 年 4 月から 15 年 3 月までという数字でやっておりますので、少し対象期間がずれておりますので、御注意ください。

それから、45ページの「7 カナダから米国へ31ヶ月齢の生体牛が輸出された事実に関する情報」でございます。

これにつきましては、米国、カナダにそれぞれ照会いたしまして回答がございました。それと公式な発表資料を併せて付けてございますが、51ページに、その仮訳がございますので、その中からかいつまんで御説明申し上げますと、まず、概要でございますが、31ヶ月齢の牛がカナダから輸入されたという事例でございます。最初の方にCFIA、これはカナダの食品検査局でございますけれども、CFIAがこの出来事を調査した上で、そういった事実を確認して、その輸出、積荷を証明した獣医官の認定を一時停止したと。

更に、実際に輸出を行った輸出業者に対する輸出健康証明書の発給の停止をしたと、そういった措置を取った上で、USDAの方は、この調査の状況を監視しているといったような内容になっております。

それから「FSIS回答」のところにございますが、この牛は30ヶ月齢を約一か月超えた牛であったということで、FSISは、カナダ側が監査の結果として、そういう事実を確認したということを知っております。

ただ、FSISの方としては、実際のと畜場での証明に当たっては、証明書の記入漏れもなく、記載事項は正しいと思われたがために、と畜場での検査によっては、その事実は確認できなかったということでございます。

下の方の2)の「FSIS回答」のところにございますが、FSISの通知15-05という2005年の2月に出された通知がございまして、これに基づいて、FSISの職員はと畜前、と畜後の検査を行っており、その際に、この牛は健康であり、食用に適しているという決定を行ったという経緯がございます。

次の52ページに「事件の原因」というのはございまして、ここも原因を特定した説明には必ずしもなっていないようなんですが、FSISは、カナダと米国との間では、Minimal Risk Region Ruleというものに従って、条件を遵守していることを証明するという取り決めがなされてございまして、引用されている括弧の中に入っていることをカナダ側で証明することになっております。

このことをカナダ側の認定獣医師が証明し、それをCFIAが裏書きしたものを付けた形で、この牛は輸入されてございまして、APHISの獣医官は、これを輸入の際に文章を検閲し、輸入されている積荷が規定に見合うかどうかを検査すると。

場合によっては、査察のために家畜を下ろし、検査する権限も持っておりますけれども、そういう中で、30ヶ月齢を超えたという事実は、今回は確認はできなかったということでございます。

53ページに、是正措置について説明がございましてけれども、CFIA側では、こういったコンプライアンスに問題のある事例の発生を最小化させるための、新しい方法を検討中であるという説明でございます。

現在のところでは、こういったコンプライアンス上の問題があった認定獣医師5名につ

いて、その認定を取り消しているということ。そういった取消しの非常に厳しい措置であるという説明がなされております。

また、輸出業者についても、当該輸出業者は、今、輸出を停止されておりますし、もう一つの輸出業者が何か問題を抱えた業者があるようでございまして、これは留保中であるということございまして、そういった措置を問題が起きたときには取るという説明になっております。

それから、SRMがどうなったかということございしますが、F S I Sは当該の企業に対して、脊柱が含まれる可能性のある関連製品の自主的な回収を開始するように依頼したということでございます。

この30か月齢以上の牛が1頭いたわけですが、これについては脊柱以外はすべて除去されていたということでございます。

当然、と畜場では、30か月齢未満とみなされていたわけですので、扁桃と小腸以外は除去の義務がないわけですが、脊柱以外は、先ほどの甲斐先生の説明でもありましたけれども、自主的に除去されていたものと思われまして。脊柱だけは除去されていなかったために、自主回収が行われているということでございます。

最後に、こういったSRMがレンジングされ、食品なりえさのチェーンに入ったのではないかということについては、これはいつもの説明でございますけれども、SRM使用を禁止する規則というのは、まだできていないということです。

それにもかかわらず、現在のB S E飼料規制によって、これらの臓器が反すう動物に使用されないということは保証されていると確信しているという説明になっております。

以上が訳のところでございます。

あと、その後ろにはカナダからの説明もございまして、ちょっと省略いたします。

66ページの参考資料でございますが「米国の2頭目のB S E感染牛の疫学調査結果」です。

67ページは、8月30日に米国農務省が発表しました。1番の感染牛の概要については、以前に御報告したとおりかと思えます。

2番の関連牛の調査。これも発生農場で飼養されていた出生同期牛の可能性のある牛67頭については、既に処分されE L I S A検査を行い、すべての陰性を確認していると。

これは、以前報告しているかと思えますが、それに加えて、農場にも既にいなくなった、農場から販売なり譲渡されていた牛についての追跡調査の結果が②と③でございますが、まず、出生同期牛、いわゆるコホートの可能性のある牛を特定するために、追跡した結果、200頭がその可能性があるんですけども、その大半は既にと畜され、または死亡していると。

それで、1頭だけ生存した牛を確認し、これについては殺処分して検査をした結果、陰性を確認しているということでございます。

そのほかに、この患畜が死亡する前の2年間に生んだ子牛2頭でございます。これについ

ての追跡も行われておりますけれども、その産仔である可能性がある牛を 213 頭調べたんですが、そのほとんどが既に死亡し、またはと畜されていると。結局、2 頭の子牛そのものを特定することはできておりませんが、ほとんど既に死亡しているという説明でございます。

これは、80 ページにチャートが付いておりまして、今、申し上げた子牛の 213 頭、それから同居牛の可能性のある 200 頭がそれぞれどういうふうに特定されたかということが、絵で示されております。

3 番目の給与飼料の調査ですが、発生農場においては、90 年以降、21 種類の飼料を給与していると。

これらの飼料は、3 つの小売店を通じて販売され、それは 9 つの飼料工場で生産されていたということでございます。

これらを一つひとつ調査した結果、97 年以降、発生農場において禁止原料、すなわち反すう動物由来の肉骨粉ですが、そういったものを含む飼料なり飼料添加物が使用されたことは確認されなかったと。

これについても 84 ページに、21 種類の飼料が表としてまとめられておりまして、この中で、この感染牛に感染原因となった可能性のあるえさとして、3 つのえさがございまして、まず、Feed # 1 については、中ほどの「Protein Source」のところに、飼料原料がわからないと、特定できなかったということが書いてございます。

それから、Feed # 8 については、97 年以前は肉骨粉を使用していたと、その後は魚粉を用いているという説明になっています。

次のページの Feed # 13 につきましても、97 年以前は肉骨粉を使っていた可能性があるということ。しかしながら、実際にどういう成分を使っていたかの確認はできていないということです。

この 3 つについては、その可能性、おそれがあるということでございますが、それ以上の確実な証拠は確認できておりませんし、それ以外のえさについては、そういった肉骨粉が混入した形跡はないという調査結果になっております。

以上でございます。

吉川座長 ありがとうございます。前回出された質問に対する追加資料の説明ですけれども、また後の議論にも出てくるかと思っておりますけれども、特に今の説明について確認しておきたいこと等ありましたらお受けしたいと思っております。

どなたかございますか。

甲斐（知）専門委員 まず簡単な質問ですけれども、資料 4 で肉の計算をしたときに、生産履歴によって月齢が判明するのが 10%、あと A 40 が 10% でありますけれども、これは確認ですが、それは生産履歴が判明している場合は、A の判定はしないということですね。つまり、これに重なりはないということですね。

梅田課長補佐 はい。別として算出しています。

甲斐（知）専門委員 現実にそういうふうになっているということですね。生産履歴があるものは、そういう色を見て判定するようなことはしていないということですか。

梅田課長補佐 これまでにも説明があったかと思うんですけども、A40はあくまで補助的に使うということで、基本的にIDといいますが、生産履歴でわかるものはそっちを優先して確認されると。それでわからないものは、A40でというのが流れだったと思います。

甲斐（知）専門委員 それから、最初の方の資料で検査員のことなんですけれども、5ページの「と畜場における生体検査体制の日米比較」にある生体検査を行う検査員ですけれども、アメリカの場合は、この中には獣医師は入っていないんでしょうか。日本の場合は全部獣医師ですね。

道野輸入食品安全対策室長 アメリカの場合は、獣医師は必ず1人います。この場合も先ほどミニマムと御説明しましたけれども、一遍にたくさんの牛が搬入された場合なんかにもう一人という場合に、獣医師でないケースがどうもあるようです。アメリカから提出された資料の中身も、F S I Sのインスペクター・パーソナルとしか書いていませんので、獣医師でない場合もあるという意味だと理解しています。

甲斐（知）専門委員 獣医師が何人という資料はないんですか。

道野輸入食品安全対策室長 それは、プラントにUSDAから派遣されている獣医師の数が幾らかということでしょうか。

前々回のときに提出する予定にして、アメリカ側に照会しているんですけども、まだ提出されていません。

甲斐（知）専門委員 もう一つ、インスペクターの資格というのはどういうものなんでしょうか。

道野輸入食品安全対策室長 アメリカのミート・インスペクターは、一つのカテゴリーとしては獣医師というのが1つ。

それから、畜産学とか、そういったものを修めた人をトレーニングして、インスペクターとして雇用するというのと両方あるようです。

吉川座長 ほかにございますか。

どうぞ。

山内専門委員 今の質問に関連するんですが、5ページの日米の比較で、考え方が同じという点はわかります。

ただ、現実の話として、例えば5,000頭で、これは1人の人が見ると。それで数十秒程度と単純に考えると、仮に10秒ずつ見たとしても、1時間に見られるのは360頭ですので、1人とか2人とかで、とても見られるのかどうかという疑問があるんです。

それから、今の答えにもあった、インスペクション・プログラム担当官の資格がよくわからないので、例えば37ページを読むと「検査プログラム担当官」と書いてありますので、当然生前検査などをやる人たちであろうと。

もう一方で、60 ページにSRM関連の方の検査、これもプログラム担当官なんですね。全部同じ立場の人がやっていると理解できるんです。ですから、アメリカのと畜場における獣医師の役割が今一つ見えてこない。

私が聞いている限りでは、獣医師は実際にと畜の現場の方も見ていて、そして何か問題があったときには、ラインを止める権限も持っているとか、いろいろ大きな権限も持っていると聞いているんです。そういう人たちが、本当に運ばれてくる牛の方も見ているのか、しかもとてもこれだけの数のものは、1人の人で見られる話ではないので、その辺の役割について、もう少しはっきりとした資料をつくっていただきたいと思います。

道野輸入食品安全対策室長 わかりました。資料については整理させていただきます。

今、御質問のあったところで、少しこの場でお答えできる部分をお答えしますと、計算すると、確かに1時間に360頭ということですね。

それから、先ほどちょっと参考までと御紹介しましたけれども、ポストというか、要するにと殺後の検査のラインのマキシマムは、やはりそれぐらいなんです。それから言うと、やはりその範囲でやっているんだろうと思います。

だから、そういう意味で、大体つじつまは合っているということと言えるんです。山内先生が御指摘になった三百数十頭というのは、ポストの検査でも頭数の上限が330というふうになっていますので、やはりそれぐらいで、実際にある瞬間、瞬間で2人でやっているか、1人でやっているかというのは、搬入のペースだとか、そういったものによるという向こうの説明もそんなに大きく外れてはいないんじゃないかと、ある程度納得できるんじゃないかと思っています。

あと、獣医官の役割なんですけれども、BSEのFSISの獣医師に関しては、私どもトータルの数しか把握をしていないということもありますので、内容について、まだ照会が返ってきていないと。と畜場に実際にいる人は何人というところですよ。

それから、検査員に関して、ラインを止める権限があるというのは、獣医師特有のものなのか、要するにミート・インスペクターに与えられた権限なのかというのは、もう一度よく確認をします。

ただ、やはり生体検査の部分というのは、日本でもそうですけれども、獣医師法との関係とかもあって、恐らく基本的には診断みたいなものは獣医師がやるというルールが基本的にあるんじゃないかと理解していますし、日本の場合も、食鳥検査なんかの制度の場合は、確認行為を獣医師以外の人にやってもらう場合があるんですけれども、生体検査については、基本的に獣医師がやるというのが基本になっていますので、そういった兼ね合いも含めて整理をして、なるべく御要請に沿った資料を作成したいと思います。

吉川座長 そうですね。1頭10秒で機械的に、確かに1時間で三百何頭と、それで論理的には合うけれども、確かに現実的に朝から晩まで1人でそれだけの頭数をこなしていくというと、10時間以上かかってしまうので、多分1頭ずつ見るのと同時に目視で何頭かまとめて流れていくのを、1頭についてはそうですけれども、多分動体で見ないとこの論理

は合わないという感じにはなりません。

ほかにございますか。

後でまた議論の中で、今日は特にと畜場に来てから、あるいはと畜前検査から最後のところまでの議論がメインになるかと思うので、またそのときに質疑をするということで、少しシナリオの方も10分ぐらい休憩をとれと書いてあるので、10分ぐらいここで休憩をとりたいと思います。35分まで休んで再開したいと思います。

(休憩)

吉川座長 それでは、約束の時間になりましたので、後半の審議をしていきたいと思えます。

今日の食肉等の後半部の議論を始める前に、簡単にこれまでの議論を踏まえて、資料2のたたき台を用意しました。

それから、先ほど甲斐専門委員からアメリカ、カナダの実情について説明をいただきました。

それから、輸入する対象物についても以前よりもかなりはっきりしてきたと思いますし、事務局の方から論理的に上限があるとすれば、どの程度のものになるかという試算表も出てきたので、かなり議論が具体的に進められると思います。

簡単に最初に資料2でたたき台の方の説明を私の方から紹介して、最初に言ったように、たたき台については時間がなくて、ぎりぎりに送ったので、まだ委員からの意見も受けていませんし、後半も今日の議論を受けてたたき台に入れていくつもりですので、あまりこれに時間をとるというよりは、できれば後半の食肉、内臓等についてのリスクの考え方及び問題点についてメインに議論したいと思います。

資料2を御覧ください。

「1 はじめに」ということで、経緯は諮問を受けたという事実だけが書いてあります。

それから、今回、審議を開始する前に親委員会である「食品安全委員会」で諮問を受けた際に検討していて、その要旨が出ておりましたので、そこにあるように親委員会としては専門調査会に渡す前に、専門調査会において諮問経緯、内容及び諮問事項についての考え方を十分に説明すること。

それから「プリオン専門調査会」からの求めに応じて、必要な資料の追加提出をすること。それから日本向け牛肉に係る米国及びカナダの管理措置の遵守の確認について責任を持つといった項目を明らかにした上で中立公正な立場から、科学的知見に基づき「プリオン専門調査会」に審議をするようにという経緯が書いてあります。

次の段落は「プリオン専門調査会」への諮問について検討する前に幾つか質疑がありました。主な内容は、今日は欠席でありますけれども、金子座長の方から「食品安全委員会」、リスク評価機関とリスク管理機関の関係についてということで、これまでの諮問・答申に関して、責任分担というものが不明確であったのではないかと。

リスク評価機関というのは、人の健康危害に及ぼす影響を科学的に評価するものであ

て、管理機関というのは、その評価結果を含めて総合判断した上で管理措置を決定するものであると。

したがって、リスク管理機関というのは、関連措置に対して独自の説明責任があると。評価機関、「食品安全委員会」ですけれども、措置の可否を問うような諮問をすべきではないし、責任を転嫁してはならないと。

それから、中間とりまとめ B S E 国内対策の見直しなどに当たって、この点が不明確であったと考えられると。本諮問の答申に立てば、この点を明確にする必要があるということで、以下、もう一つの疑問と併せて、背景と趣旨を管理機関に求めたという経緯がありましたので、そこがまとめてあります。

もう一つの質疑の問題として、本諮問が提出される以前に日米で合意があるのであれば、リスク管理機関がリスク評価を諮問する理由は何かと。また、輸入再開を前提として、B S E 国内対策の見直しが進められたという意見がある。これに関して、管理機関の見解を明らかにした上で、審議を進めようということの経緯が書いてあります。

それを受けて、リスク管理機関からの諮問に至る経緯、趣旨の説明と質問に対する見解というものが書いてありますけれども、経緯は(1)(2)(3)とリスク管理機関から来たものを少しわかりやすく短くしてあります。

1つは「米国産及びカナダ産の牛肉等の輸入停止」で、これは事実関係と厚生労働省及び農林水産省それぞれの法律に基づいて暫定措置を取ったということです。

国際的に S P S 協定という衛生植物検疫措置、これで暫定措置を採用した場合は、更に客観的な危険性評価のために必要な追加情報を得よう努力して、適切な期間内に S P S 協定の再検討をするということが国際的に規定されているということです。

それを受けて、再開に向けた協議の経緯がそこに書いてあります。厚労省、農水省、それから「食品安全委員会」事務局がオブザーバーとして専門家を派遣して、B S E 検査陽性牛の由来、同居牛の取扱い事実、サーベイランス体制、飼料給与と禁止措置等の対策について調査結果を 2004 年 7 月に公表したと。

その後、事務レベルの協議と、それから専門家による協議が続いてきたわけです。その経過は、7 項目についての議論を報告書としてとりまとめたと。

その後、3 番目の「日米協議の結果」ですけれども、10 月 23 日、第 4 回「日米局長級協議」で、両国は承認手続について認識を共有したと。その内容というものは、日本への米国産牛肉というのは、「食品安全委員会」による審議を含む、それぞれの承認手続を条件として、上乘せ規制と読んでいますけれども、輸出プログラムとして S R M は全月齢の牛から除去すると。

それから、牛肉は個体月齢証明等の生産記録を通じて、20 か月以下と証明される牛由来とするという輸出証明プログラムを設けることについて認識を共有したと。20 か月齢以下の牛に由来するというものは、当時既に「食品安全委員会」に諮問していた国内対策の見直し内容を踏まえたものであって、前月齢の牛からの S R M 除去と併せて B S E 検査が食品

安全の観点から必要であるという我が国の主張が考慮されたということです。

その後、実務担当者でプログラムに対する具体的な協議を行って諮問に至ったと。カナダについても同様の経緯が書かれております。これが、5月24日に今回の諮問が行われるまでの経緯ということになります。

質疑に対する回答ということで「諮問の趣旨」ということで、これも(1)(2)(3)と適当に題を付けて、管理機関から来た答えをまとめ直してありますけれども、

1つは「国内対策見直しについての考え方」ということで、国内対策、輸入対策いずれも科学的合理性を確保するというのが基本であって、食品安全基本法にも緊急を要する場合を除いて、施策の策定に当たっては、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて食品健康影響評価が行われてはならないと記載されていると。

BSEの国内対策については、1頭目が出た後、国際基準、EU基準、専門家の意見、それから月齢がまだ確認する状況ではなかったと。それから国民の間に強い不安があったといったことを踏まえて緊急対策として策定したものであると。それで対策の評価が課題になっていたということで、昨年9月、国内対策の評価・検証がまとめられたということで、次いで国内対策の見直しを10月に諮問して5月の答申を得て、現在、その手続を進めているということです。

「諮問についての考え方」ですけれども、再開に当たってのリスク評価について、現在、輸入禁止措置が断定的なものであったために、日米協議で認識を共有した設定条件、それに基づいてリスクの同等性を最新の科学的知見に基づいて評価してくれということであるということです。

リスク管理機関の考え方としては、米国産牛肉については米国の国内措置のみでは、我が国と同等の安全性が確保されているという確認が難しいということから、協議の結果、技術的、専門的視点の議論を経て、2つの条件、全月齢からSRMの除去をする。それから個体証明で20か月以下とすると。こういう上乗せ条件を措置として設けるということです。カナダについても同様です。

「リスク管理対応についての考え方」で、輸入が再開ということになった場合、厚生労働省、農林水産省は現地査察を実施して、日本向け牛肉の輸出管理プログラムが適切に機能しているかどうか確認すると。それから、本諮問に対する答申を受けた後、米国産及びカナダ産の牛肉等の輸入再開の可否について判断するとともに、その内容についてリスクコミュニケーション等を通じて説明責任を果たすと。これが検討を開始するに当たっての質疑の回答ということです。

「1.2 審議するにあたって基本的方針」で、委員会の基本方針ということで、最初は諮問の内容です。基本的には、前回の諮問の際に用いた評価項目に基づいてやろうということで、生体牛のリスク及び食肉等のリスクということを検討して総合評価を行うと。細かい項目がそういう内容であるということと、それから評価に当たっては、できるだけ具体的に数量を用いて比較分析するけれども、不明の点が多いと予想されると。それから、

十分な資料が得られにくいということを考慮して、定量的評価は困難であると考えられるので、評価は定性的評価を基本としようということで、リスク評価モデルの図は、基本的には前回の国内見直しと同じで、ゴールが米国輸出プログラム、これはカナダも一緒ですけども、そのリスク評価と、日本の食肉とのリスク評価の比較ということです。

ここからは、今まで議論してきたことをまとめてあります。リスク評価生体牛に関して、今までの議論すべて絶対数で評価するという方式を取ってきたわけで、それで一貫していますけれども、もう一つ個々の牛が持つ相対リスクという考え方を取った場合、今日も出てきましたけれども、飼育頭数の規模あるいはと畜頭数の規模という母集団の規模の違いというものもリスクとしては考慮する必要があると書き出して、侵入リスクに関しては、これまで議論してきたことが全部書いてあります。

最も悲観的なシナリオからすれば 10 倍ぐらい、最も楽観的なシナリオからすれば 1.5 倍ぐらい、その間に生体牛の輸入に伴う侵入リスクというのが入ってくるだろうと。肉骨粉についても、既に議論したことがまとめてあります。特に、英国からの肉骨粉輸入はほとんどないんですけども、ヨーロッパからのものを生体牛と同じように、当時のリスクとして、英国の 100 分の 1 という換算計算をして比べると、米国のリスクは日本の 7 分の 1 から 47 分の 1 と考えられると。

動物性油脂に関しては、オランダからの動物性輸入実績がないということで、これは比較しようがないので、動物油脂に由来するリスクは日本の方が高いと考えられるということです。その 3 つの大きな侵入リスクの比較と。

そこにまとめて書いてありますけれども「日米の侵入リスクの比較」ということで、この時期の欧州の主要国、英国から数千から数万等の生体牛を輸入しているということで、アイルランドの 2 万 3,000 等からフランス、オランダの 3,000 から 5,000 等ぐらいまで、また肉骨粉に関しても数千から数万トンの輸入で、フランス、オランダの 2 万 5,000 トンからドイツの 1,200 トンまで、こういう欧州に比べれば、米国も日本も B S E の侵入リスクは欧州の 10 分の 1 から 100 分の 1 と考えられる。

輸入生体牛のリスクを重く評価すれば、米国は日本の 1.5 ~ 10 倍の規模の汚染を受けたと考えられるが、肉骨粉、動物性油脂に由来するリスクを考慮すると、汚染規模は 1.5 ~ 10 倍以下と考えられるということで、一応侵入リスクによる汚染規模は、米国が日本の 1.5 ~ 10 倍以下と考えられるということになっています。

2 番目の項目の「暴露・増幅リスクの比較」ということで飼料規制。これも 97 年の飼料規制の内容。

それから、2003 年の 1 頭目が出てからの飼料規制の考え方が出ているけれども、2005 年現在、これらの規制はまだ実施されていないということで、米国では現在の交差汚染が完全には防止されていないと考えるべきだということです。

その後、日本の経緯が書いてあります。96 年 4 月に通達が出て、2001 年 10 月にリアルバンと言われる交差汚染防止という体制に入ったと。

2005年4月には、交差汚染防止対策を完全に確立した上で、豚由来タンパクを鶏、豚飼料へ使用することを禁じた規則を解除したというこれまでの経緯です。両国を比較することで、96年4月の日本の通達と97年8月の米国の法律は、どちらも交差汚染防止対策という考えはないと。日本は、2001年10月に交差汚染防止の完全飼料規制を法律化したということです。

国内見直しに使ったときのモデルを欧州モデルで、3年間で0.29~0.6という数字、あ のときは0.5を平均で使いましたけれども、そういう考えを取ると、両国でも国内での暴露が1990年代から増加して、規制前に産まれた牛群で恐らく最大となって、その後、生まれた牛群では穏やかに減少したと。欧州のデータを基にすれば、今回、対象になる20か月齢以下という2004年生まれから後の牛群では、最盛期の4分の1ぐらいに減少していると予想されると。

しかし、完全飼料規制を法制化した日本は、2002年以降生まれた牛の汚染率というものが急速に低下したと考えられるけれども、米国の減少ペースは現在も変わらないということで、20か月齢以下と考えられる2004年以降生まれの牛の、これは「汚染率」ではないですね。汚染率というと、母集団で補正しなければいけないので、汚染は米国の方が日本より数倍高いと考えるべきだろうということです。

もう一つの問題、飼料に関して遵守状況ということで、これも今まで議論してきた事実が書いてあります。初期は、日本もアメリカもそんなに高くはないけれども、徐々に上がってきたと。

しかし、6ページの一冊下、2005年2月25日のG A Oの報告で、F D Aの飼料規制は改善されていると、しかし、その実効性は限界が見えており、引き続き米国内の牛をB S E蔓延リスクにさらしていると米国自体も評価しているということです。

日本の場合、経緯がそこに書いてあります。日本の場合も、最初の通達、それから1頭目が出たときの調査では、肉骨粉を給与したケースも既に報告されていると。しかし、その法律で完全禁止した後、かなり成績がよくなってきて、鶏、豚の飼料製造と牛の飼料製造ラインの分離、施設の分離に関しては、2005年3月末で完了しているということです。

2005年の交差汚染の可能性は、我が国ではほとんど考えられないけれども、米国では一定の割合で交差汚染が起こる可能性は否定できないという結論になります。

それから、最大のリスクは、特定危険部位の利用ということになるわけで、B S E陽性牛における感染価の99.4%はS R Mにあると。したがって、S R Mの焼却を廃棄するか、あるいはレンダリング後、飼料として利用するかは国内牛の暴露リスクを評価する場合、最も重要な点である。日本はすべての年齢の牛のS R Mを除去、焼却している。それから、S R M以外の部位に由来する牛の肉骨粉も焼却している。他方、米国では30か月齢以上のS R Mを食用から除去しているが、除去されたS R Mはレンダリング後、鶏、豚用の飼料として利用されていると。同様のルートは農場で死亡する牛、あるいはダウナー、異常牛のようなと畜場で食用に回らない牛、30か月以下の健康牛すべてに由来するS R Mも同様

と。その意味では、すべての牛由来SRMが飼料に利用されているということになります。

レンダリングのラインは、日本では2005年4月以降完全に分離されている。しかし、米国では分離は検討中であり、完全には実施されていないということです。

前回、そういう国内暴露で減っていくのか、増えていくのか、定常状態なのか、わかるなら分析を書いてくれというところで、そこに1項目単純なモデルをつくりました。米国内牛の暴露、増幅リスクというものを考えると、成牛1頭のBSE陽性牛の持つ感染価はいろいろ議論があります。大体8,000から1万頭、上限はもっと高いというケースも国内見直しのときにありましたけれども、基本的にこのぐらいと考えて、モデルをスタートしています。感染価の99.4%がSRMにあるということです。

したがって、米国の場合、1頭の陽性牛が、どのような状況で処理されたとしても、感染価のほぼすべてがレンダリングに回ると。だから確率1で感染価は1万というものがレンダリングに入ると。レンダリングで感染価は通常100分の1という値を考えると、1頭の肉骨粉のレンダリングの感染価、レンダリングされた後100単位と。あとは戻ってくる時の確率と量ですけれども、レンダリング施設の交差汚染、飼料製造過程での交差汚染物質、輸送・販売での交差汚染、農家の自家配合時の交差汚染等、それぞれ確率を明らかにすることは困難であるが、合計で10%と考えれば、交差汚染後の確率というのは $P = 0.1$ 、10回に1回は交差汚染をするかもしれないということです。

レンダリングされた肉骨粉は、その確率で戻ってくるとしても、全量戻ってくるわけではなくて、鶏、豚で消費されると。交差汚染あるいは鶏飼料の残渣とか、豚飼料残飯を介して、一応10%が戻ると考えると、その感染価は10分の1となります。

年間100頭の陽性牛が処理された場合、確率1で100回レンダリングに回って、交差汚染を起こす回数は年間10回に1回とすれば、年間10回という回数になると。そのときの感染価というのは、1頭について10単位ですから、10回で100ということになります。50%の確率で100頭感染させることができると。入口が100頭で出口が100頭と考えると、この状況で回転すれば、感染規模は減りもしないし増えもしない。交差汚染確率あるいは汚染量がこれよりも減少すれば感染は減少するし、このレベルに達しなければ拡大すると。

一応、減少していくと考えられるわけですけれども、感染量が減少すると、頭数は減っていきますけれども、確率が規制の方で減っていくとどうなるかということ、年間10回が5回に1回に、あるいは2年に1回、5年に1回という不連続パターンになるだろうと。それをイメージすると、図2のように野放しのときに上がって行って、規制が廃止されてから徐々に下がって、論理的には下がっていくんですけども、あるレベルを過ぎると、不連続に局所的に流行が繰り返すという厄介な、これが5年とか7年に1回で潜伏期が6年とか7年という状態を想像すると結構シビアであるということかと思えます。

年平均にすれば、徐々に減っていくという数学モデルは正しいけれども、個々のケースで考えれば、こういった流行に全体から不連続なパターンに移っていくだろうと考えられると。

それから「2.3 サーベイランスによる検証」ですけれども、これは時間がなくて書けませんでした。こちらに強い、佐多専門委員とか、横山専門委員とか、北本専門委員、この項目は是非書いていただきたいと思います。

もう一つ、ここで大きく議論してきたのが、サーベイランスデータについてですけれども、日本のBSE検査データ、米国での拡大サーベイランスデータで、最終的に摘発率というのを母集団から見ると、日本で0.002819%（平成16年度データ）、米国は0.00026%

（平成16年6月～17年6月21日データ）というのが結論ですけれども、実際、その内容をもう少し、これは農水省でまとめてくれたものを、もう一回整理してありますけれども、飼育頭数が9,500万頭、日本が450万頭、成牛は米国で4,200万頭、肉牛が3,300万頭、乳牛が900万頭、日本は192万頭で、肉牛が77万頭、乳牛が115万頭という構成です。

年間に農場で死亡する牛とと畜場で廃棄される牛、高リスクと呼んだ牛ですけれども、米国で死亡牛が94万頭、と畜場廃棄が19万頭、日本は9万8,100頭、それと廃棄牛が8,300頭、年間のと畜数、米国が3,350万頭、日本が130万頭ということです。

あとは、それぞれ日本データをアメリカにはめていくという操作をしてありますけれども、2003年のBSE検査、日本の健康と畜牛126万頭、うち成牛90万頭で2頭、米国はこのポピュレーションは検査していない。

それから、死亡牛・廃棄牛に関しては、日本が11万頭で3頭、米国は先ほどの計算からすると、全体の35%を占める39万頭で1頭。成牛の健康牛と死亡廃棄群、この陽性比率、日本の場合90万頭分の2頭と11万頭分の3頭ということで、1対12.3頭、この数字を米国がもしやったらということで外挿すると、成牛の健康牛270万頭で1頭、全死亡・廃棄牛113万頭で3頭という計算になるんだろうと思います。

若齢牛は、検査していないわけですけれども、同じ汚染率を持っていると考えると、我が国は年間1～2頭、米国では32頭ということになります。これは検査しても検出できないかもしれませんが、議論としてはそうなります。

限られたデータで、陽性頭数が少ないので、1頭が2頭に変わるだけですがごく変わるだけで、その影響は大きく評価される危険性があると。そういうことを考慮して、単純に足すと、日本は年間で6～7頭、米国は日本の5～6倍ということになります。

しかし、母集団で補正した相対リスクという考え方を取ると、日本は年間100万頭で、現在5～6頭、米国は100万頭で1頭というふうにも考えられるということで、今の検査データの検証を表にまとめたのが、そこに書いてあります。

そういうものを全部考慮した上で、生体牛のリスクの総括というものをここで書かなければならないんですけれども、これもちょっと時間が足りなくて、同時に今日たたき台を出したので、これに関しての意見を聞いた上で、議論を重ねてこの結論を書きたいと思います。

今日、これから甲斐先生の紹介も含めて、後半の「3 リスク評価 - 食肉（汚染率・汚

染量)」についてですけれども、ここで評価するのは、生体牛のリスク評価では20か月齢以下の牛のリスクを評価するために、今までやってきたのはバックグラウンドとして全月齢についての分析をやってきたわけですが、今回の諮問内容は、輸出条件が付いていますから、食肉、内臓のリスクに関しては、年齢判定法も含めて、20か月齢以下の群のリスクについて評価するものであるということで、と畜の全検査、生体検査から、高リスク牛の排除、と畜のBSE検査、高リスク牛のスタンニング、ピッシング、SRMの除去、脊髄除去・枝肉洗浄後の確認、手順・記録、トレーサビリティ。

当然カナダのも同様にやるわけですが、それを含めて「4 結論」「5 おわりに」「引用文献」というような構成で、全体像をまとめたいと思っております。

これに関して、どなたか御意見はありますか。今回でなくても、何回か議論していかねばならないんですが。

どうぞ。

山内専門委員 最初は、細かいことの質問ですが、8ページの上から2行目に「長期的には年間10回が5回に、1回に」と、これはちょっとよく意味がわからないんですが。

吉川座長 多数頭がいる場合は、1頭と畜場に来るのが。

山内専門委員 「5回に」というのと「1回に」というのが並列して書いてあるんですが。

吉川座長 済みません。年間5回になるし、また減っていけば年間1回になると。

山内専門委員 更に1回に減るという意味ですね。

吉川座長 そうです。更に行けば、2年に1回、5年に1回。

山内専門委員 それだったらわかります。それは細かいことで、今度の諮問は牛肉と内臓なんです。それで内臓のリスクを評価するに当たって、生体牛の汚染の検討の中で、内臓のことは全然触れていないんですね。そこをどう考えるか。

要するに、内臓と言った場合にタンと腸と。腸の場合には、実際に実験的には6か月で回腸遠位部に感染性が出てきているということがわかっている。

そうなりますと、ここで言われた生体牛の汚染の中で、そのことを何らかの形で取り上げる必要があるんじゃないかと思えます。

また、難しければ、食肉汚染のところでも考えてもいいんですが、要するに食肉と引くくめて言っているのは、今まで日本の場合にはそれでよかったんですが、20か月齢以下の検査をしていない牛の小腸といったような問題をどうとらえるか。これが問題だと思います。

吉川座長 確かに、以前に日本で若齢牛のBSE汚染で上がっていく場合と、フルになって増えてから降りてくる場合のルートが同じか、同じでないかという議論、たしか私の記憶では北本専門委員と議論した記憶があります。

日本の場合は、先ほど言ったように、あのとき見直しで問題になるときは、もう既にS

R Mを食べるという機会がないという前提で、上がっていくことに関して、不明の点が多いけれども、その時点でそれ以上の議論をしても、リスク評価という観点からは上がっていくときと、降りてくるときの科学的な不明瞭さということは、直接評価に含めなくていいだろうと。それは末梢神経に出たときに、筋肉をSRMに入れるかという議論のときも同じような議論をした記憶がありますけれども、と畜場でそこまでたまる牛は、既に検査で排除されているわけで、その2つに関しては日本では議論の対象にしないで評価をしたんですけれども、米国の場合は、確かにある頻度では高くはないとはいえ、SRMを食べてしまう若齢牛がいるということは否定できないということになります。

どのぐらいの頻度かということを考えなければいけないとは思いますが、そのとき再び上がっていく過程というのは、もう一回議論しなければならないので、そういう意味では、最初リスク評価、食肉と書いてありますけれども、これは国内モデルをそのまま持ってきたので、今回の場合幾つか明らかになったように、肉及び内臓という中身はかなりいろいろ多岐にわたっていて、もし一括のリスク評価が難しいとすれば、国内見直しのときのように一括して食肉というようにしないで、肉とタンと内臓というか、小腸を含めたものに分けるというようなことが必要かどうか。それは、今まで議論してこなかったので、後半部ちょうど議論を開始するに当たって整理しておいた方がいいと思います。どなたか御意見はございますか。先に厚労省に聞きたいんですけれども、ここで諮問の内容のあった食肉というのは、今日の資料でかなりいろいろなケースがあるんだと。単純に枝肉とか、そういうものではなくて、いろいろな部位から、いろいろな格好で母集団も多寡がありますけれども、そういうものとして来る可能性があるという話が出てきたんですけれども、もう一つの内臓について、具体的には、どんなものが対象になると考えて諮問をされたのか、わかれば説明をいただきたいと思います。

道野輸入食品安全対策室長 今日、提出させていただいた資料の1 - 2の40ページには、牛肉のみではなくて、過去に輸入されているくず肉等というようなことで、その中には内臓の肉が含まれた数字が出ています。

実際に入ってくるものとしては、やはり肝臓であるとか、舌であるとか、そのほかに勿論胃ですね。それから腸、内臓と言っていいのかどうか分からないですけれども、横隔膜なんかも輸入されている肉としては結構ポピュラーではないかと思えますけれども、そういったようなものが一応想定されるのではないかと考えています。

9月7日にUSDAの方でも日本と同じように、腸に一貫して、もともと特定部位は回腸遠位部とアメリカは言っていたんですが、廃棄対象としては、廃棄義務がかかっているのは小腸全体という規制を昨年1月12日の規制で取っていたんですが、これを10月7日から、今度は日本と同じで、回腸遠位部のみを一応廃棄対象として、ほかの小腸については、勿論回腸を除去する手順をUSDAの方の確認を取った上でなんですが、食用だとか、ほかの化粧品か何かにはたしか書いてありましたが、そういったものに使用できるようにするという方針が9月7日に発表されています。

吉川座長 ありがとうございます。そういうわけで、厚労省としては、牛肉及びくず肉等と、そのくず肉等の中には、胃、小腸、肝、それから舌、こういったものが含まれるということです。

山本専門委員、後半の方針について何か意見はありますか。

山本専門委員 小腸の場合ですけれども、問題となるのは、SRMの除去がどの程度確実にできているかという問題です。回腸遠位部のどれぐらいの部分をちゃんと取ったのかという確認をどのような形で求めるかと、そこでないとなかなか次のステップとしては怖いものが残ってくるのではないかということなので、ただし、今の時点でそれをどのようなリスクとして考えるかと言われても、一応、100%それが遵守されたものとして考えないと、話ができないということになります。

ただし、何%が残る場合には、これぐらいのリスクがまだ残る可能性があるというような表現での答申というのがあり得るかもしれませんから、それをやって管理機関が確認をすることを促すということも可能だと思っております。

甲斐(諭)専門委員 ちょっと私の理解が間違っているかもしれませんが、アメリカと日本の、いわゆる肉牛と乳牛の比率の違いといいますか、品種の相違が考慮されているのかどうかをお尋ねします。

今回の諮問は、向こうから輸入するもの、すなわちほぼ肉牛だろうと思いますが、日本の場合は肉牛も乳牛も入ったものが混在している。向こうからは、恐らく肉牛だけが来るが、日本は肉牛も乳牛も含む。その点はどのように組み込まれているのかというのが、少し短時間に理解できなかったんですけれども。

吉川座長 済みません、含まれておりません。そういう意味で個々に見ていくと、生体牛を押しなべて背景のリスクをしてしまいましたけれども、実際には、飼育頭数規模、それから肉牛と乳牛の比率、それと大きく分けて年齢という問題が出てくるので、その辺を含めて、背景リスクの方に総合評価の中にそういうことも考慮するというを書いておかなければならないかもしれないと思います。

それから、実際に、輸入するに当たってランダムでなくて、そういう偏りがあるとすれば、最初の評価の食肉及び内臓のリスクに関して、ここでは20か月以下ということを含めて、評価の対象とするという前提がありますけれども、そこにそういった管理措置が取れるか、ポピュレーションがそういう語りをするのであれば、そういう旨を書いて、リスク分析対象にしたとイメージしておいた方がいいと思います。

どうぞ。

北本専門委員 ちょっと具体的な話になるかと思って恐縮なんですけれども、20か月以下で切ったときに、ほとんどが肉牛だろうという資料というのはあるのかと。

正確に言うと、どれぐらいのパーセンテージ、乳牛由来の、つまり子牛のときに乳牛として育てられたんだけれども、たまたま20か月以下で回ってくるというものはあり得ないんだろうかというものは、その可能性としてどうなんでしょう。

吉川座長 先ほど甲斐専門委員もちょっと言いましたが、ホルスタインだって雄は肥育して肉になるはずで、ただ先生の見られたところでは、そういうのはなくて、専ら肉牛のが来てしまっているという話ですけれども、わかりますかね。

釘田衛生管理課長 正確な数字とかは、ちょっと今ございませんけれども、伝統的にはホルスタインから生まれてくる雄子牛は、子牛のまま子牛肉として使われることが多かったんだと思いますが、最近では、日本でも雄子牛も乳雄を肥育して牛肉として供給されていますが、アメリカでもそういったホルスタインから生まれた雄子牛を集めてフィードロット的な肥育をするという形態は出てきていると聞いています。

現に、我々は、先生も御一緒だったかもしれないんですが、アメリカへ行ったときに、フィードロットの一角にホルスタインの雄子牛だけを集めたロットを見たことがあります。

ですから、特に酪農の主産地においては、そういう雄子牛を集めて、肉子牛とは肥育期間とかえさの内容も違うようですので、ちょっと特別な買い方をして、牛肉に仕上げる形態というのは出てくるんだろうと思います。

北本専門委員 恐らく、皆さん、委員の先生方は、もうやはりSRMのミート・ボーン・ミル化というのが不徹底であれば、ないし交差汚染等々のことであれば、今日は甲斐専門委員から言われた肉牛は少なくともと交差汚染はあり得る環境ではないだろうと。

ただし、乳牛に関しては、ちょっとわからないよというコメントをそれぞれ持たれていると思いますので、もしくはわかる範囲で結構ですので、その辺りの情報をどれぐらいのパーセンテージなのかとかいうのを調べていただけたらと思います。

甲斐(諭)専門委員 私もやはり疑問を持って現地で聞いたことがあるんですけども、それはまた別施設でやるんだと聞いたんです。

ですから、パーセンテージとともに、同一施設でやるかどうかの方が問題なんです。セパレートしているか、セパレートしていないかが問題で、ある意味では小さなところでやっていたら、そこは輸入対象にならないので、私が言いたかったことは、輸入対象は一体何なのか、輸入対象と国全体のことは少し区別しなければいけないんじゃないでしょうか。

吉川座長 それは、私もそう思って、先ほど資料4にも大手パッカー6社で82%と畜、それをメインに試算がしてあるんですけども、先ほど、日米で認識を共有したという中に、例えばと畜場あるいは食肉加工場に関して、何か考え方のようなものはあるんですか、それとも全米オープンに扱うという考えなんでしょうか。

今、甲斐専門委員の質問があったのもそのようで、ひょっとしたら肉牛と乳牛、あるいはそういうものの扱い方というのが、かなり偏っていて、この資料の4のところの試算も、米国内大手パッカー6社33工場で82%を貯蓄すると。それを前提に、それぞれIDが付いてくるもの、あるいはA40のもの、それに伴う上限というような想定が書いてあるんですけども、日米協議の中で、実際の輸出プログラムに関して、と畜場あるいは食肉加工施設といったようなものに関して、アメリカ中均一に輸出規制という考えで話が進んでいるのか、それとも特定とは言わないにしても、ある範囲に限って登録というか、あるいは

認定するというような考え方を取っているのか、どうなんだろうという質問なんですかけれども。

道野輸入食品安全対策室長 日米間の協議の中では、勿論想定しているのは、まさに大手パッカーが処理したと、さかのぼればフィードロットで肥育したという典型的なものを想定して、それが大部分だということで議論はしていますけれども、ただ、例えば乳牛の雄で、リプレーサーなんかも取っていて、なおかつビルとかで出荷されるものを排除しているかという、明示的には排除していませんので、そういう意味で言うと、と畜場も含めて小さなところを明示的に排除しているわけではありません。

現実には、ほとんどが大手パッカーでカバーされたものであるということ、協議はしてきています。

甲斐（諭）専門委員 評価するということに、国全体を評価するというのは、いろんなことがあるので大変難しいことではないかと思うんです。ですから例えば対米輸出の工場は、今、日本では4工場だとか、限定されていますね。

ですから、日本側もある程度想定して、個々の工場の衛生管理だとか、デイリーが入っているか、入っていないかとか、そういうことをきっちりさせないと、なかなか評価は難しいんじゃないでしょうか。

吉川座長 それができれば、評価は割合限定されて、分析は簡単にはなりますけれども、それは可能なんですか。

道野輸入食品安全対策室長 なかなか即答は難しいんですけれども、ただE Vプログラムの中で、日本に輸出不可能なもの、できないものについての区分というか、区画ということは明記されていますし、そういうことができないと畜場についてはE Vプログラムからいっても基準に合わないということになるので承認されないと私ども理解しております。

吉川座長 そうすると、単純に言ってE Vプログラムで該当すると考えられるものがどのくらいあって、該当できないと、それぞれの項目で引かかるものがあると言われましてけれども、そういうパッカーあるいはと畜処理場というのはどのくらいの処理をするものか、大きな概念で構わないので、わかれば教えていただきたいと思います。

道野輸入食品安全対策室長 ちょっと数字は、いいかげんになるかもしれないんですけれども、と畜場自体は、たしかアメリカで七百数十あると、連邦政府が検査していると思います。

日本がアメリカ産の牛肉の輸入禁止をする直前というのは、カナダでB S Eが発生していて、カナダ産はストップ、アメリカ産は輸入可という時期がございました。そのときに、日本向けの輸出をするという処理場について登録をしたんです。そのときに約百ぐらいの施設が日本向けの輸出が可能だったということになります。

ちょっとその内訳の処理規模がどうだったかということまでは手元にありませんけれども、実際にカナダからの牛を受け入れずに日本に輸出をすると畜場というものが、その程度あったということは、ちょっと事実関係としては御報告できると思います。

吉川座長 できれば、もう少しその辺が見える形で、今回、もし再開するとすれば、プログラムの頭処理能力から考えて、どんなものになるのか、わかれば分析するのには非常にありがたいと思います。

済みません、ちょっと時間が押してきてしまったので、本当はここでかなりの時間をとりたかったと思うんですけども、これまでも全く議論しないわけではないカラムに詰まってきているわけですけども、と畜前検査に関しては、資格の問題、それから目視検査の頭数が今日はっきり出てきましたけれども、先ほどのと関連するかもしれませんが、規模の問題と能力の問題で、日本と米国とはかなりシステムが違うということがわかったかと思います。

と畜場でのBSE検査はやっていないので、ほとんど評価の対象にはなりません。それから、高リスク牛の排除に関しては、今の処理能力とも関連してきて、幾つか心配の点と、明らかにしなければならない点がありますけれども、と畜場規模に応じての人員配置、その他わかってきたというのは、非常にありがたいと思います。

それから、SRMの除去等に関しては、今日、甲斐専門委員がかなり、大手の幾つかの例ですけども、細かく図も入ってわかってきたので、大体どのような操作で進んでいるかと。

それから、月齢の問題を含めて、肉質で見る場合、内臓とタンをどういう格好で処理ステップの中で対応できるのかというのに対して、甲斐専門委員の見た限りは、それは困難であると。厚労省も同じ考えなのか、次回はっきり聞きたいと思います。

それから、生産歴に関しては、徐々に改善されていると。トレーサビリティその他に関しては、と畜場のところ、フィードロットのところでの個体番号制と、ものによってはフィードロットに来る前までのIDのものもあるし、フィードロットに来てからタグの付くもの。それから、それがと畜場で対応を取るという格好で、そこから後の流通過程に関しては、輸出プログラムの中にそれぞれの処理過程での個体識別と記録がどういうふうになるかというのは書いてあったと思うので、その辺をもう一回整理して評価したいと思いますけれども、もしそういう輸出プログラムの具体的な部分で、処理加工のところの全体像がはっきりすれば、もう一つの問題として、くず肉を一括して評価するか、あるいは内臓と肉というものを分けてリスク評価するかという点を、各委員、少し時間がなくなってしまったので、意見を事務局の方に送ってもらって、特に今日得られたところ、済みませんけれども、甲斐専門委員と山本専門委員を中心に、私も協力しますから少したたき台的なものをつくって、できれば次回に今日の前半の確認を、多分いろいろな意見があると思いますし、たたき台のここがわからぬというところがあるかと思いますが、その辺を直しながら、後半のたたき台を出して、米国全体の今回の輸入規制に基づくリスクというものの総合評価に入っていきたいと思います。

したがって、次回はたたき台の前半の部分と、それから特に今日議論した中で、まだリスク管理省庁に尋ねておきたいことがあれば、至急事務局の方に知らせていただければ、

それを併せてメインは後半部の議論のまとめと、それから前半部のたたき台の確認と、それから、もし間に合って後半部のたたき台が出てくるようであれば、それについても議論をしたい。ちょっと欲張っておりますけれども、そういうようなことを考えております。御協力の方、お願いしたいと思います。

ほかに、全体をとおして何かございますか。

いいですか。ちょっと遅れましたけれども、先ほど何回も言いましたけれども、いろいろあれば何でも構いませんから、事務局の方に、意見あるいは質問事項を送っていただきたいと思います。

事務局の方、何かありますか。

梅田課長補佐 特にございません。

吉川座長 それでは、本日の議題はこれで終わりたいと思います。日程調整については、また事務局の方に調整いただいて、決まり次第お知らせしたいと思います。

どうも御苦勞様でした。